

京都信用保証協会レポート

2025

THE ANNUAL REPORTS
OF ACTIVITIES



あなたの企業の一員に
 京都信用保証協会



理事長 山内 修一

ごあいさつ

平素は、京都信用保証協会の業務運営につきまして、格別のご理解とご高配を賜り、厚くお礼を申し上げます。

このたび、令和6年度の事業活動及び令和7年度の事業計画等についてご報告するディスクロージャー誌「京都信用保証協会レポート2025」を作成いたしました。当協会の業務内容や取組みについて、ご理解を深めていただく一助となれば幸いに存じます。

さて、本年は4月13日から大阪・関西万博が開幕し、インバウンド需要の増加等により観光分野を中心に地域経済に回復の兆しが見られる一方、中東地域を巡る情勢やアメリカのトランプ関税の影響等を受け、日本経済は不安定な状況に置かれています。こうした中で、原材料等の物価高や慢性的な人手不足等により、府内中小企業者等にとっては、厳しい環境が続いており、府内経済情勢については引き続き注視する必要があります。

令和6年度は、「信用保証協会向けの総合的な監督指針」が一部改正され、信用保証協会としては、今日まで積極的に取り組んできた早期の経営改善・事業再生支援にとどまらず、多様化する中小企業者の経営課題に対し、より効果的な経営支援を行っていく必要があります。当協会としましては、これまで以上に、中小企業者等の皆様の多様なニーズに応じた迅速な金融支援に努めるとともに、金融と経営の一体型支援事業において強化してきた自治体・金融機関・各種経済関係団体との連携をより一層深化させ、厳しい環境にある中小企業者等に寄り添いながら、一歩先を見据えた経営支援を展開してまいり所存です。

また、老朽化が課題となっていた北部の2支所については、地域貢献、環境への配慮等の基本方針のもとに進めていた整備事業が完成を迎えることができました。両支所とも京都府産材を活用した建築として高い評価を受け、中丹支所は京都府産木材利用推進協議会主催の第6回京都の木の家づくり事業において「最優秀賞・知事賞」を受賞いたしました。

今後とも、役職員一丸となって「金融と経営の総合支援サービス機関」として、京都の地域経済の発展に更に寄与してまいり所存ですので、引き続きのご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年8月

目次

経営理念	1
協会の概要	2
中期事業計画・年度経営計画・協会八策	3
当協会の主な取組み	8
信用保証の実績	18
令和6年度事業報告	28
信用補完制度	33
信用保証の概要	35
コンプライアンス態勢	46
役員構成	50
組織機構図	51
本所・支所のご案内	52

経営理念

1 中小企業金融の円滑化

京都信用保証協会は、中小企業の中に埋もれている信用力を発掘し、中小企業の経営基盤の安定強化に寄与するため、中小企業金融の円滑化に努めます。

2 健全な業務運営と経営基盤の確立

京都信用保証協会は、「公平・平等・公正」を業務の基本とし、健全な業務運営を行うとともに、自らの経営の合理化・効率化に努め経営基盤の確立を図ります。

3 社会的責任と公共的使命

京都信用保証協会は、信用保証を通じ府内中小企業の経営基盤の安定と強化ならびに事業の発展に寄与し、豊かな伝統と文化に支えられた京都の産業振興と経済発展に貢献すべき公共的使命があり、その社会的責任を果たすべく日々努力をいたします。

概 要

令和 7 年 3 月 3 1 日 現在

名 称	京都信用保証協会		
設 立 認 可	昭和14年8月1日		
根 拠 法 律	信用保証協会法		
役 員 構 成	京都府・京都市・府下市町村の代表者、金融機関の代表者、業界団体の代表者等		
所 在 地	京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター 5階		
基 本 財 産	686億円 〈内訳〉		
	基 金	77億円	
	基金準備金	609億円	
利用企業者数	32,820企業（府内中小企業者の約44%）		
事 業 規 模	保証承諾額（令和6年度）	7,839件 1,428億円	
	保証債務残高	61,282件 9,516億円	
役 職 員 数	常勤役員	5名(非常勤役員16名)	
	職 員	162名	

創立からのあゆみ

昭和14年	4月27日	社団法人京都信用保証協会設立総会開催
昭和14年	8月 1日	社団法人京都信用保証協会設立認可
昭和14年	8月31日	社団法人京都信用保証協会設立登記完了
昭和14年	9月 6日	業務開始
		所在地 京都市下京区四条通東洞院西入長刀鉾町33 富国会館内
昭和25年	3月25日	本所事務所移転
		所在地 京都市中京区東洞院通錦小路下る阪東屋町657-2
昭和30年	7月26日	信用保証協会法に基づく特殊法人の設立認可
昭和30年	7月29日	信用保証協会法に基づく特殊法人の設立登記完了
昭和30年	8月 1日	本所事務所移転
		所在地 京都市中京区三条通高倉西入菱屋町51
昭和49年	9月 2日	本所事務所移転
		所在地 京都市右京区西院東中水町17 京都府中小企業会館内
昭和50年	3月	保証債務残高1,000億円突破
平成 9年	12月	保証債務残高5,000億円突破
平成21年	9月	保証債務残高1兆円突破
平成31年	2月12日	本所事務所移転
		所在地 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター 5階
令和 元年	9月 6日	創立80周年を迎える
令和 3年	5月	保証債務残高1兆3,000億円突破

第7次中期事業計画（令和6年度～令和8年度）

京都信用保証協会は、コロナ禍を乗り越えたものの世界情勢の悪化により物価高騰等の影響を受け、厳しい状況に置かれている中小企業者等の多様なニーズに的確に寄り添い、「金融と経営の総合支援サービス機関」として、資金繰り支援のみならず、これまで以上に事業再生・経営改善支援を一層進めていきます。

コンプライアンスの徹底及びガバナンスについては、強化を図るとともに、業務活動を通じSDGsの推進やグリーン社会の実現等の社会的課題の解決に貢献し、より信頼される保証協会を目指します。また、多様な人材の育成を進め、その能力の発揮による新たな価値創造につなげる等「ダイバーシティ（多様性）経営」を推進し、働きがいのある明るい職場環境づくりを進めるとともに、デジタル技術の活用や業務の見直し等により、業務生産性の向上、ひいては中小企業者等へのサービスの充実に努めます。

これらを令和6年度からの3か年における業務上の基本方針とし、次の4点を主要項目として取り組んでいきます。

1 中小企業者等の資金ニーズに応じた金融支援

2 中小企業者等のライフステージに応じた経営支援・成長支援

3 求償権関係者の実情に応じた組織的かつ効率的な債権管理

4 経営の質の向上及び経営基盤の強化

令和7年度経営計画

1 業務環境

（1）信用保証協会をめぐる情勢

令和6年度は、中小企業庁から6月と10月の計2回に亘り、信用保証協会向けの総合的な監督指針の一部改正が行われました。この改正に伴い、保証協会付融資の割合が高い中小企業・小規模事業者（以下「中小企業者等」という。）に対し、早期に自治体・金融機関・経済関係団体と連携し、信用保証協会が主体的に経営支援に取り組むと共に、経営支援のアウトカム指標および目標値を定め、効果検証を行うこととされました。

当協会では、従来から地域における金融と経営の一体型支援事業として、積極的に経営支援を進めてきたところですが、監督指針の改正を踏まえ、より一層自治体・金融機関・経済関係団体との連携を密にして、個々の企業に寄り添った経営支援に取り組みます。また、年度毎に定めたアウトカム指標および目標値に基づき経営支援の効果検証を行い、より効果的、効率的な経営支援を展開していきます。

(2) 京都府の景気動向

京都府の景気は、インバウンドを中心とした国内外観光客がコロナ禍前より増加し、主要宿泊施設の入込数は高い水準を維持するなど、観光消費とその経済波及効果が牽引する形で緩やかに回復しつつあります。製造業は、電子部品・デバイス分野は低水準で推移していますが、汎用・生産用・業務用機械は需要の増加がみられる一方、和装関連は、低水準の生産が続いています。公共投資は、高水準で推移しており、個人消費は物価上昇の影響がみられるものの回復しつつあり、雇用・所得環境も緩やかに改善しています。

今後の景気動向は、明るい兆候がみられる一方で、物価上昇の影響や慢性的な人手不足をはじめ、中東情勢の混迷や、中国経済の減速、アメリカの政策動向の不透明性等による貿易や為替動向などに強い懸念材料もあり、府内情勢に与える影響を十分注視していく必要があります。

(3) 中小企業を取り巻く環境

中小企業者等の経営環境は、原材料・エネルギー価格の高騰や金利上昇、人手確保のための賃上げなどによる新たな負担の増加が懸念され、依然として厳しい状況にあります。

建設業やサービス業などの小規模企業において、倒産が増加しているため、稼ぐ力の向上のための経営改善・事業再生への早期着手が喫緊の課題となっています。

今日、我々はコロナ禍からの社会経済活動の正常化に伴い、各種資金繰り支援策が終了する中で、経営改善、再生はもちろん新たな成長促進に向けた多岐にわたる経営課題への対応が求められる大きな転換点を迎えています。

2 業務運営方針

原材料価格や人件費の高騰、人手不足、後継者不足等の不安定要素を抱える中小企業者等にとって、融資等の借入返済の負担は依然として重く、引き続き条件変更等、個々の事情に応じた迅速な金融支援を行います。また、金融と経営の一体型支援事業等において、強化してきた自治体・金融機関・経済関係団体との連携をさらに深化させ、厳しい環境にある中小企業者等に対して、状況の変化の兆候を把握して一歩先を見据えたコンサルティング型の経営支援を行うなど、中小企業者等の実情を踏まえた伴走支援を関係機関との連携の下で展開していきます。

債権管理においては、代位弁済実行前から期中管理部門と債権管理部門とが連携し、債務者・保証人（以下「求償権関係者」という。）の資産・収入状況などを含め実情を的確に把握し、必要に応じて法的対応を迅速に行うなど、効率的な求償権の管理・回収に努めます。

加えて、SDGs（持続可能な開発目標）への貢献を目指し、環境をはじめ社会的価値の増進を意識した経営を推進します。また、働き方改革や多様な人材の確保・育成に努め、すべての職員が創意工夫をし、能力を発揮する企画提案型の組織づくりを推進します。

以上を踏まえ、令和7年度は、次の3項目を主要項目として取り組んで参ります。

(1) 金融と経営の総合支援サービスの推進

- ① 中小企業者等の多様なニーズに応ずるため、個々のライフステージ、資金ニーズや課題に対応した政策保証や金融機関との提携保証等の金融支援を行うとともに、地元金融機関と連携し効率的な保証審査を実践します。
- ② 地域における金融と経営の一体的支援の一層の充実を図るため、自治体・金融機関・商工会議所等関連機関との連携の更なる強化を図ります。
- ③ 経営改善や生産性向上、付加価値の創出を推進するため、自治体・金融機関・経済関係団体等

と連携し、「京都バリューアップサポート」（中小企業診断士等の外部専門家派遣事業）等コンサルティング型の経営支援、経営課題解決に向けた伴走支援を行い、中小企業者等が自走化できるよう取組みを進めます。

- ④ 経営者の高齢化と後継者不足に対応するため、外部専門家を活用した事業承継計画策定等の支援や関係機関と連携した経営者相談や金融支援により、事業承継を促進するとともに、後継者間のコミュニティやネットワーク作りの場を提供します。
- ⑤ 海外展開を検討している企業を後押しするため、中小企業基盤整備機構等の関係機関と連携した海外販路開拓支援や海外現地でのテストマーケティング等を実施します。
- ⑥ 条件変更先企業や事故発生企業については早期の実態把握に努め、金融機関との緊密な連携により、事業再生支援や経営改善計画策定支援等、必要な支援を行うとともに、中小企業活性化協議会との連携の下、事業承継など効率的、抜本的な再生支援の後押しに努めます。
- ⑦ 経営支援対象先の顧客情報や経営支援に関する情報について、システム管理の高度化を図り、業務効率化及び経営支援の定量的な効果検証を行います。

・売上高成長（増加）率 4.7～5.0%成長 ・EBITDAマージン（営業利益率）プラス圏域への改善
 ・EBITDA成長率 プラス成長 ・EBITDA有利子負債倍率 マイナスからプラスへの転換・15倍以内

（２）求償権関係者の状況に応じた適切な債権管理

- ① 期中管理部門等との連携を緊密にし、代位弁済前から求償権関係者の状況把握に努め、弁護士など専門家の意見も踏まえ早期に回収方針を決定します。
- ② 弁護士をはじめとする専門家の活用により、代位弁済後の早期法的措置等、適切な回収手段を適時的確に講じます。
- ③ 求償権関係者の実情を把握し、それぞれの生活状況・事業基盤に応じた弁済計画へのサポートに努めます。
- ④ 効率的な債権管理のため、回収見込みのない求償権は、弁護士など専門家の意見も踏まえ、適正な管理事務停止に努めます。

（３）SDGsへの貢献と経営基盤の強化

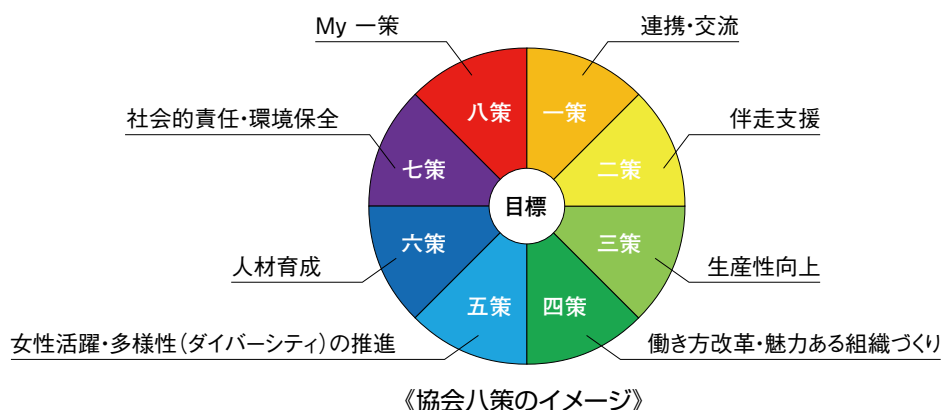
- ① SDGsへの貢献を目指し、環境負荷低減の取組みを推進します。
- ② 働き方改革を徹底するとともに、協会業務の合理化や効率化等による生産性向上を追求します。
- ③ 多様な人材の確保、その育成に努めるとともに、職員がお互いを尊重しつつ、その能力を最大限に発揮できる組織を目指します。
- ④ 公的機関として、健全で透明性の高い業務運営のために、コンプライアンス態勢の充実・強化を図ります。

3 保証承諾等の見通し

令和7年度の保証承諾等の主要業務数値（見通し）は、以下のとおりです。

項 目	金 額	前年度計画比
保 証 承 諾	1,300億円	72.2%
保証債務残高	8,600億円	90.5%
代 位 弁 済	220億円	88.0%
回 収	27億円	103.8%

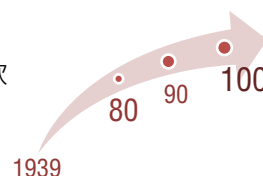
協会八策 ～創立100周年に向けた中長期的な基本指針～



当協会は、今後も社会や顧客にとって一層役立つ組織へと飛躍するべく、あるべき姿に向かって役員一同が進んでいくための中長期的な基本指針として、坂本龍馬作といわれる「船中八策」にちなんで、「協会八策」を令和2年3月に策定しました。

「協会八策」は、急激な少子高齢化の進展、本格的な人口減少、世界的な競争の激化、ICTの急速な発展・普及、地球環境問題（地球温暖化、プラスチックごみ対策等）など、日本社会全体がかつて経験したことのない大きな課題を抱えている状況の下、当協会が創立100周年を迎える際においても、京都の発展に寄与し、京都の地域経済に欠かせない重要な役割を担っている組織であるために、必要な改革を実行し、かつ、協会経営の基盤を強固にするためのものです。

なお、この「協会八策」は、社会経済情勢の変化に伴い、必要に応じて柔軟に見直すものとします。



I 目標（あるべき姿）

中小企業・小規模事業者が地域社会の中核として活躍し続けられるよう、当協会は「オール京都」の一員として、関係機関との連携を強化し、「金融と経営の総合支援サービス機関」としての役割を果たすとともに、京都の産業振興、イノベーションの創出や地域経済の発展に貢献します。

また、社会的責任を果たすため、常にSDGsを意識して行動します。そのために、職員全員がいきいきと暮らし、働きます。

II 基本指針（協会八策）

1 連携・交流

京都経済センター内の団体をはじめ、金融機関、関係機関等との連携・交流を更に強化し、オール京都でのプラットフォームを進化させます。

また、様々な企画、事業、ネットワークに参画し、新しい価値を生み出していきます。

2 伴走支援

常に「中小企業目線」を意識して、企業に寄り添い、悩みを共有し、知識、経験、情報、ネットワークを駆使して、一緒になって課題を解決する努力を惜しまず、企業のライフステージに応じた支援を実施します。

また、保証・経営支援に限らず、回収局面においても顧客の状況に応じた伴走支援等を行うとともに、地域創生に貢献します。

3 生産性向上

生産性の向上が不可欠であることを深く認識し、創意工夫を結集します。

とりわけ、AI時代の協会業務を見据えて、金融機関・関係機関との連携を図りながら業務のICT化を加速させるとともに、不断のBPR（ビジネスプロセス・リエンジニアリング）によって生産性を高めます。生産性向上で生み出した経営資源を顧客サービスの充実に振り向けます。

4 働き方改革・魅力ある組織づくり

世代、部署、職位を越えた職員間の連携を深め、継承すべき組織文化や経験・ノウハウはこれからも共有・継承し、見直すべき働き方や風土は思い切って刷新するなど、全員がいきいきと成長できる新しい組織文化を築きあげます。

相互に忌憚のない意見を出し合える“風通しのよい明るい職場”で、仕事と生活が調和した魅力ある組織を作ります。

5 女性活躍・多様性（ダイバーシティ）の推進

女性職員の比率を高め、その活躍の場を拡大します。

また、男女、年齢を問わず、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにします。

知識経験、キャリア、ライフスタイルなどの異なる多様な人材の能力や発想、価値観を融合して、より質の高い企画提案とその実行や組織の活性化を図ります。

6 人材育成

職員の能力を最大限に発揮できる環境を整え、豊かな人間性を基礎に、“寄り添い力”を兼ね備えた、課題解決力を有する総合力のある人材を育成します。

併せて、法律、労務、税務、システム等高い専門性を有した人材を育成します。

7 社会的責任・環境保全

法令や社会規範等を遵守し、公正で透明性のある事業活動を通じて、顧客・関係機関・職員・社会からの信頼・期待に応え、社会的責任を果たします。

また、持続可能な社会を目指すオール京都の一員として、協会のあらゆる活動において環境への負荷低減に努めます。

8 わたしの一策 《My 一策》

一人ひとりが自分を成長させるための一策を加えます。

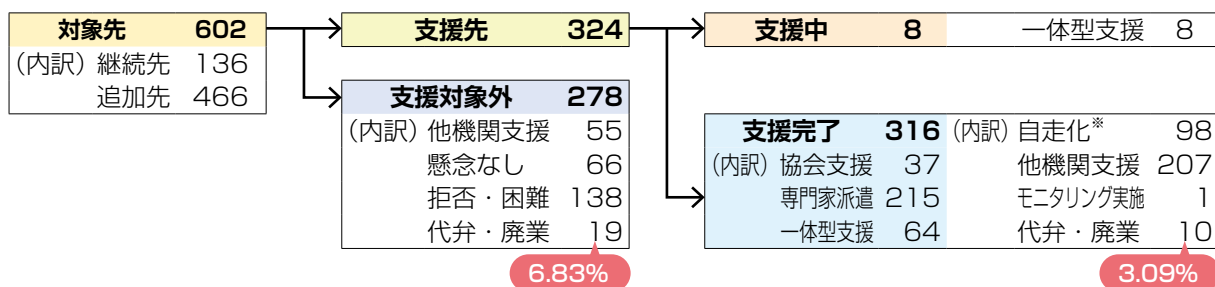
当協会の主な取組み

経営支援の取組み

オール京都体制で、中小企業者等に寄り添った経営支援に取り組んでいます。

○「新たな創造をめざす2024プロジェクト」の取組み

企業の経営破綻、休廃業を防ぐため、これまでの「ポストコロナ応援プロジェクト」（令和2年度から令和4年度）の内容を引き継ぎつつ、令和5年度からは、「新たな創造をめざすプロジェクト」に名称を変更し、コロナ後の円相場の変動や物価上昇など複合的な要因の影響を受けている事業者も支援の対象としています。令和6年度も引き続き、売上減少等の一定基準から抽出した602社を対象とし、積極的な経営支援に取り組んでいます。



※ 自走化とは、当協会が企業維持可能と判断しモニタリングを終了した先

○「京都府金融・経営一体型支援体制強化事業」の取組み

令和3年度に京都府が創設した制度で、当協会、金融機関、商工会・商工会議所等、関係機関が府内のエリアごとに一体となった支援ネットワークを構築し、コロナ後の中小企業者等の事業継続を伴走支援しています。

当協会では、企業訪問等を通じて企業の課題を把握し、本事業を通じ各地域の商工会・商工会議所との連携を深め、地域特性に応じた共同支援を展開しています。

京都府内9か所のビジネスサポートセンターにおける令和6年度の支援企業数は、505社。うち当協会は、83社に与しました。

【各ビジネスサポートセンターの実績】

ビジネスサポートセンター	取扱企業数	協会関与企業数
丹 後	45	19
舞鶴・綾部	97	3
福 知 山	19	2
南 丹	63	8
京 都	96	28
乙 訓	34	8
宇 城 久	50	4
山 城	72	3
相 楽	29	8
合 計	505	83

○オンラインビジネスセミナーの開催

上期と下期にオンラインビジネスセミナーを各2回ずつ開催し、総計171名の方にご参加いただきました。

上期には、販路開拓・マーケティングに焦点を当て、インターネットでの情報収集が主な手段となっている「WEBマーケティング」をテーマに実施し、下期には、中小企業の経営課題として重要とされている「業務効率化」「価格転嫁」をテーマに実施しました。

～中小企業のための～
WEBマーケティング経営セミナー
京都府商工振興会・京都府中小企業振興会
講師：伊藤 隆
第1回：8/26 @ 14:00 - 15:30
第2回：9/2 @ 14:00 - 15:30
オンライン形式です。京都府内各所などでも参加可能です！
ご都合に合わせてセミナーを選択可能！もちろん両方参加もOK！
※申し込みは8/20（金）17:00まで
https://www.kyosinpo.or.jp/assistance/

京都府商工振興会・京都府中小企業振興会
課題対策経営セミナー
オンライン形式です。京都府内各所などでも参加可能です！
参加費：無料
1/17 (金) 14:00-15:30
1/28 (火) 14:00-15:30
講師：小笠原知広、多田知史
ご都合に合わせてセミナーを選択可能！もちろん両方参加もOK！
※申し込みは1/10（土）17:00まで
https://www.kyosinpo.or.jp/assistance/

○海外展開支援

《海外現地テストマーケティング》

令和7年1月22日から2月15日にかけて、中小企業・小規模事業者の海外展開に向けたテストマーケティングの機会を創出し、事業者のさらなる発展に寄与することを目的に、フランス・パリにおける海外現地マーケティング事業を開催しました。現地マーケティング企業(SAS ENIS)が運営するショールームを一定期間レンタルし、当協会の経営支援先で海外展開を検討する企業の出展支援を行いました。



10社が出展し、キーホルダーや箸置き等、約400点の販売に繋げることができました。小規模事業者であっても、海外で商品力は通用し、販路開拓の可能性が感じられる機会となりました。

《台湾食品バイヤーとの個別商談会》

令和6年8月27日及び28日に、日本食品を販売している台湾現地法人のバイヤーとの個別商談会を京都で開催しました。

個別商談会開催前には、海外展開支援に精通した専門家（中小企業診断士）を参加企業へ派遣し、商談を円滑に進めるための助言を実施しました。



○株式会社大垣書店と連携し「京都探訪Week」を開催

令和6年10月から12月にかけて、中小企業者への経営支援の一環として、新規顧客の獲得及びマーケティング機会を提供するため、株式会社大垣書店と連携し、販売促進支援事業「京都探訪Week」を開催しました。

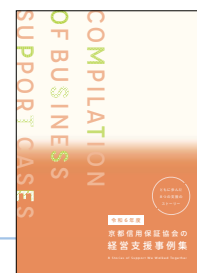
大垣書店本店内の専用スペースにて、「日常を彩る京の逸品」をテーマとし、京都府内の事業者の技術や創意工夫によって製造された日常使いができる逸品を日替わりで展示・販売しました。



○経営支援事例集の発行

事業者にとって信頼できる伴走者として、中小企業者の皆様に寄り添い、新たな事業展開による成長を支援しています。当協会の経営支援を取りまとめた「経営支援事例集」を作成しました。

当協会ホームページからもご覧いただけます。



掲載企業の一部紹介

株式会社鳴海餅本店

製造業 和菓子製造小売

京都市上京区下立売通堀川西入西橋詰町283

支援のポイント

餅や和菓子の老舗、鳴海餅本店。コロナ禍の後継者に寄り添い、EC強化・新事業開発支援の他、人材育成に定評のある現役経営者との面談を設けるなど、業績改善と経営者としての成長を支えました。

①支援のきっかけ

コロナ禍の需要の低下から業績が悪化。金融機関から当協会の経営支援を紹介される。

②支援課題の設定

売上拡大策として、EC強化と新事業の立ち上げを支援課題に。支援が進む中、次世代育成に向けた人事評価制度の策定も浮上。

③解決に向けた支援内容

専門家を派遣しECサイトへの導線を整備した他、OEMサイト立ち上げを伴走。「アトツギ甲子園」「京都アトツギゼミ」への参加を提言。人材育成を見据えた現役経営者による支援も実現した。

④効果

ECサイトの売上が前年比3倍に増加。OEMサイト「O-mochi-lab」を打ち出した他、後継者同士の交流からコラボ商品も実現。次世代育成に向けた動きも加速中。

○経営改善計画策定サポート（費用補助）

国の「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」を利用し、経営改善計画を策定された中小企業者を対象に、国の費用補助（3分の2、最大200万円）とは別に、計画策定費用の6分の1（最大20万円）を補助しています。

令和6年度は、22件、約447万円の費用補助を行いました。なお、平成25年の事業開始以降、746件、約1億2,088万円の費用補助を行いました。

【経営改善計画策定支援事業の実績】（単位：千円）

年度	件数	金額
令和2年度以前	681	109,021
令和3年度	17	3,260
令和4年度	12	1,696
令和5年度	14	2,429
令和6年度	22	4,472
創設累計	746	120,878

○京都バリューアップサポート

京都バリューアップサポートは、経営に悩みを抱える企業に対する無料の専門家派遣事業です。平成24年8月の開始から2,450社のお客様にご利用いただきました。

【京都バリューアップサポートの概要】

メニュー	派遣内容
フルサポート	専門家が深掘りしながら経営のアドバイスを実施 【派遣回数：最大5回】
ビジネスモデル再構築支援	ビジネスモデル再構築シートの作成を通じ、新たな価値創造モデルを外部専門家や経営者、従業員、協会職員等とともに検討
ワンデイサポート	事前面談でお伺いした経営の悩みに対し、専門家がピンポイントでアドバイス 【派遣回数：1回】
プラスサポート	ワンデイサポートやフルサポートを受けた企業に対し、再度専門家を派遣 【派遣回数：最大3回】
スーパーサポート	経営診断や専門家派遣後のモニタリング支援等について、専門家がアドバイスを実施 【派遣回数：最大12回】
プロジェクト型支援	複数の課題に対して複数の専門家を派遣
財務マネジメント強化（巡回型）	自社で財務管理を行うことが困難（人的資源不足、ノウハウ不足等）な先に対し、定期的な訪問・指導により、経営者において財務上のPDCAを回すことができるよう支援を行う
財務マネジメント強化（深掘り支援型）	財務管理の観点から、業界平均との指標比較、部門別、取引先別の採算管理等による現状分析を実施したうえで、今後の戦略を策定する
（創業）チャレンジⅠ	創業予定者が作成された創業計画書のブラッシュアップを実施 【派遣回数：最大5回】
（創業）チャレンジⅡ	創業から3年間のモニタリングにより、事業が軌道に乗るようサポート 【派遣回数：6回程度（年2回程度）】
プロフェッショナル人材	京都府プロフェッショナル人材拠点と連携した副業人材による専門家派遣

【京都バリューアップサポートの完了実績】

メニュー	平成30年度以前	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
フルサポート	604	116	70	147	151	148	155	1,391
ワンデイサポート	277	21	16	28	20	13	35	410
プラスサポート	83	6	3	8	6	3	3	112
スーパーサポート	228	42	24	27	35	43	37	436
チャレンジ（Ⅰ・Ⅱ）	44	16	14	14	7	5	0	100
プロフェッショナル人材						1	0	1
合計	1,236	201	127	224	219	213	230	2,450

創業支援の取組み

行政・金融機関・関係機関等との連携を図り、創業支援に積極的に取り組みました。

令和6年度の創業に係る保証承諾は、243件（前年度比85.0%）14億24百万円（同84.4%）となりました。

○「創業塾」に講師を派遣

令和6年7月6日、京都商工会議所で開催された「創業塾」に当協会職員を講師として派遣しました。「創業支援について」というテーマで講義を行い、資金調達の方法等について説明を行いました。



○京都“ことそら”プロジェクト 女性のための起業プログラムを開催

令和7年1月から2月にかけて、京都市内在住の起業を目指している女性及び京都市内で起業に挑戦しようとしている女性を対象に、起業プログラムを開催しました。

本プログラムでは、ビジネスモデルの構築、IT/DX（デジタルトランスフォーメーション）やSNSの活用方法等、起業にあたり必要な知識を学ぶだけでなく、参加者同士や先輩起業家との交流・起業支援に実績のあるプログラムナビゲーターによる個別メンタリング等を通じて、相談・応援し合える仲間づくりや女性起業家のコミュニティ形成を後押ししました。



事業承継支援の取組み

○65歳以上の経営者訪問プロジェクト

平成29年度から、65歳以上の経営者を当協会職員が直接訪問し、後継者の有無や事業の継続・廃業等のヒアリング、問題点の洗い出し、早期着手による「事業承継計画」の策定支援等の解決方法を経営者と共に検討していく「65歳以上の経営者訪問プロジェクト」を実施しています。

プロジェクト開始から令和7年3月末までに、2,676企業の経営者を訪問・面談しました。

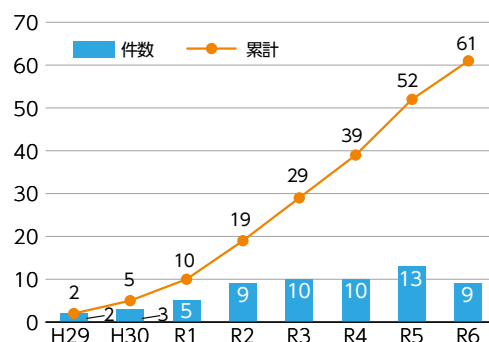
○事業承継支援の状況

当協会の金融・経営支援により令和6年度は、9社の事業承継が完了し、平成29年度からの累計が61社となりました。

【令和6年度の実績】

事業承継の方法	企業数
専門家派遣事業等の支援による代表者変更完了	4
事業承継特別保証制度等を活用した金融支援	3
M&A等による経営者交代完了	2

【事業承継完了件数の推移】



○アトツギプログラムを府内4会場で開催

後継者育成支援として、京都市、宇治市、南丹市、北部地域でアトツギプログラムを開催しました。後継者が学びながら繋がり、成長していく環境を整えるとともに、後継者の主体的な新事業開発と、後継者コミュニティを構築する機会を設けました。



○中小企業庁主催「第5回アトツギ甲子園」で経済産業大臣賞受賞者を輩出

当協会が主催する事業承継支援プログラム「京都アトツギゼミ2024」や「京都府中部アトツギベンチャーセミナー」の参加者、株式会社あしだ（京都府南丹市）の芦田拓弘氏が、令和7年2月20日に開催された中小企業庁主催の第5回「アトツギ甲子園」（既存の経営資源を活かした新規事業アイデアを競うピッチイベント）で、最優秀賞の経済産業大臣賞を受賞されました。当協会支援による経済産業大臣賞輩出は、第4回大会に引き続き2年連続2度目となります。今回は、同賞受賞者の支援者として当協会職員も、「ベストサポーター賞」を受賞しました。

当協会は、京都アトツギゼミを共催する一般社団法人京都知恵産業創造の森と連携し、芦田氏の新事業プランの磨き上げを行いました。また、決勝大会前には、自治体や中小企業支援機関、商工団体、地域金融機関等と連携を図り、リハーサルを実施する等、「地域を担う後継者の成長が地域の発展に寄与する」といった共通認識のもと、地域で後継者支援のエコシステムを構築しています。



前列右から4人目が芦田氏

SDGs・KESの取組み

令和3年7月7日に「SDGs宣言」を行い、SDGsへの貢献を目指し、環境経営とESG地域金融について具体的な取組みを推進しています。

また、持続可能な社会を目指すオール京都の一員として、温室効果ガス排出量の削減や廃棄物（プラスチックごみ）の削減など環境負担の低減に努め、環境マネジメントシステム（KESステップ1）の取組みを推進しています。

《資金運用におけるESG債の購入》

SDGsの達成に貢献するため、次のESG債（令和6年度2億円）の購入をしました。

- 1 東日本高速道路(株)が発行する「ソーシャルボンド」
- 2 西日本高速道路(株)が発行する「ソーシャルボンド」

《エコ素材を使用したクリアファイルを作成》

当協会のイメージキャラクター「いく姫」「もり丸」を使用した、より親しみやすいデザインのクリアファイルを2種作成しました。それぞれペットボトルキャップ25%以上使用のエコミクスPP製、プラスチック再利用率100%の再生PP製の環境に配慮した素材を採用しています。



《北部支所整備事業》

建物の老朽化等の課題を抱えていることから整備を進めていた中丹支所、丹後支所について、無事竣工を迎え、新事務所で営業を開始しています。

本整備事業においては、SDGsやKESを念頭に置いた地域貢献、環境への配慮等を基本方針に掲げて取り組んで参りました。中丹支所のCLTパネル、丹後支所の大断面集成材の採用は、京都府内産材の利用促進やCO₂削減に寄与するとともに、

府内産材の新たな用途や活用の方が広がることで、府内産業の振興にも繋がるものと考えております。

中丹支所においては、府内産木材使用の視点とともに、環境配慮デザインの視点からも高く評価され、最優秀賞である知事賞を受賞しました。



令和7年2月28日
京都府産木材利用推進協議会主催「第6回京都の木の家づくり表彰式」

健康経営の推進

職員の活力向上や生産性の向上等、組織の活性化を目的として「健康経営」に取り組んでいます。

令和5年度に続き、令和6年10月1日付で、健康保険組合連合会東京連合会から健康優良企業「銀の認定」を受けました。引き続き、職員の健康保持・増進に向けて、健康づくりのための職場環境整備や情報提供等に取り組んでいきます。



働きがいのある職場づくりと働き方改革

一般職員と比べて管理職に多い時間外労働を削減するため、業務効率化や業務分担の見直しをするとともに、令和6年度の全職員の有給休暇の取得目標を1人当たり「平均20日」と設定し、ワークライフバランスの実現を図った結果、昨年度と同水準の平均17日を取得することができました。

育児休業・休暇の取得も推進し、令和6年度中に子どもが生まれたすべての職員（男性職員2名含む）が育児休業・休暇を取得し、仕事と育児の両立を支援しました。

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画では、育児休業又は協会独自の育児休暇制度取得率100%を目標としています。

ビジネスフェアへの出展

令和6年10月9日及び10日に「中信ビジネスフェア2024（主催：京都中央信用金庫、中信サクセスクラブ）」が京都府総合見本市会館（京都パルスプラザ）で開催され、当協会もブースを出展しました。

当日は、各種リーフレットや経営支援事例集等により、信用保証の仕組みや京都バリューアップサポート、事業承継の取組み等についてご案内しました。また、タブレット端末で経営支援事例動画もご覧いただき、支援内容に興味を抱かれる方が多くおられました。



1 day仕事体験

令和6年9月6日及び令和7年1月29日、2月10日に、大学生を対象とした1day仕事体験を実施しました。

若手職員との交流や職場見学で当協会の雰囲気を感じ、ケーススタディでは、仮想の事案を題材に保証審査や経営支援の模擬演習をグループで行いました。企業に関する情報の収集整理・分析を行い、最終的には、経営者への経営改善の提案と保証稟議書を作成しました。

具体的な仕事のイメージを掴んでいただくとともに、中小企業支援の理解ややりがいを知っていただく機会となりました。



産学連携で卓上カレンダーを制作

嵯峨美術短期大学との産学連携の一環として、平成29年度から卓上カレンダーを制作しています。

今回のカレンダーには、令和6年度保証月報表紙デザインに採用した「京都の商店街」と題した12枚のイラストを使用しました。



地元美術大学の学生による作品の展示

平成30年度から、当協会では京都市立芸術大学と連携し、学生の教育支援を目的に、学生が制作した芸術作品を本所に展示しています。

今年度は、新たに井澤愛衣^{いざわめい}氏の作品（油画）を本所エントランス正面に展示しています。

また、引き続きこれまで展示していた作品も、応接通路に展示していますので、併せてご覧ください。



井澤 愛衣 氏

「思い出すのは忘れた姿」(油画)

【作品説明】

記憶の変質をテーマ制作。どんな記憶も完全な形を保てず姿を変え続ける。その中で起こる得喪を油彩モノタイプを用いて研究。

広報活動

《ホームページのリニューアル》

令和7年4月に当協会ホームページを全面リニューアルしました。

利便性向上を目的に、トップページにスライドメニューを設置し、カテゴリーごとのトップページを新設する等、デザインとページ構成を見直し、広報物・事例集の電子ブック化やウェブアクセシビリティ及び金融機関専用ページにチャットボットの導入など新規機能を追加しました。



《各種広報物の発行》

定期刊行物として、毎月1回「保証月報」、四半期ごとに「保証季報」を発行し、府及び市町村、金融機関、商工会・商工会議所等に配布しています。

令和6年度の「保証月報」では、嵯峨美術短期大学との産学連携として表紙の作画を依頼しました。「京都の商店街」をテーマに学生が描き上げた12枚の個性豊かで色鮮やかなイラストが表紙を飾りました。



※ 上記広報物は、当協会ホームページにも掲載していますので、ぜひご覧ください。

《「信用保証ご案内」の発行》

各種保証制度の紹介や当協会の経営支援メニュー等、関係機関の皆様向けに分かりやすくお伝えしています。



《LINEによる情報発信》

当協会の公式LINEアカウントをリニューアルしました。トーク画面の下部に、メニューボタンを常設し、ホームページの「経営支援」等にアクセスできます。保証制度や創業・経営支援、各種イベント、採用等の情報を随時配信しています。

お友達追加
はこちら



《報道機関へのニュースリリース》

令和6年6月25日
中丹支所「『CLT活用事業』の増築完工」日刊木材新聞掲載

令和7年4月19日
「丹後支所 竣工祝う」京都新聞掲載

令和6年11月1日
「アトツギ」育成へ地域金融の体制構築支援」ニッキン掲載



《ノベルティグッズの製作》

広報活動の一環として、新たに当協会のイメージキャラクター「いく姫」「もり丸」を使用したノベルティグッズ「ごあいさつ茶」「やさいあられ」を製作しました。



〈ごあいさつ茶〉
京都・宇治田原産の玉露を使用



〈やさいあられ〉
じゃがバター、ごぼうサラダ、
とまと、九条ねぎみその4種入り

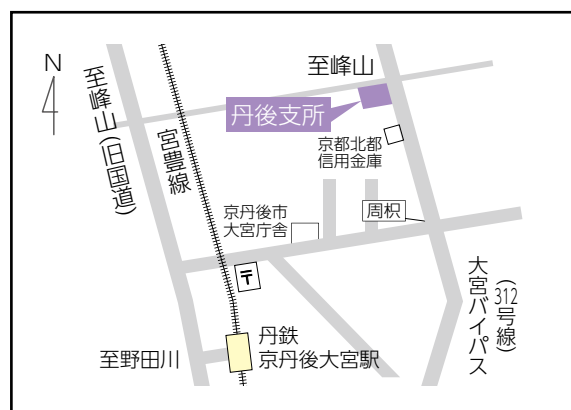
丹後支所移転

丹後支所について、令和7年4月21日（月）から、新事務所にて業務を開始しています。
新事務所を拠点として、中小企業支援、地域活性化のため、これまで以上に努力を重ね、皆様に愛され、親しまれる支所となるよう、役職員一同精進してまいります。

新事務所の特徴と設備

- 京都府内産材を活用し、事務室上部の大梁には、大断面集成材（※）を使用しました。
（※） 亀岡市の住宅資材製造業者が昨年9月に京都府内では初めてとなるJAS認証を取得した、国産材専門の大断面集成材工場第1号として出荷されたもの。

移 転 日	令和7年4月21日(月)		
新 事 務 所 住	〒629-2503 京丹後市大宮町周枳小字古屋敷1925番地1		
電 話 番 号	(0772)68-0601 (変更ございません)	FAX 番号	(0772)68-0613 (変更ございません)



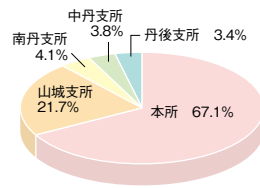
信用保証の実績

令和6年度 事業概況

保証承諾

(単位：百万円・%)

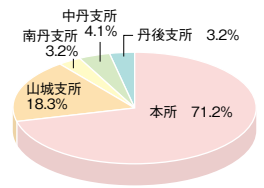
区分	件数	金額	前年度比
本 所	4,993	95,911	▲26.1
山城支所	1,857	30,933	▲30.7
南丹支所	367	5,788	▲27.1
中丹支所	318	5,399	▲24.6
丹後支所	304	4,807	▲19.7
合 計	7,839	142,837	▲26.9



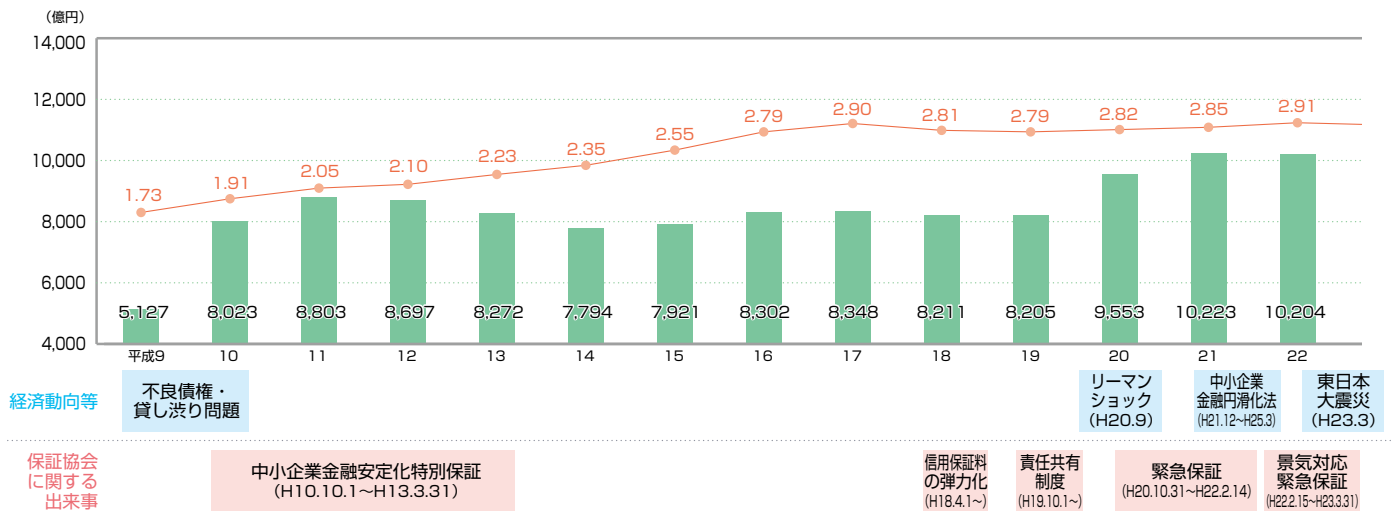
保証債務残高

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
本 所	41,871	677,337	▲11.6
山城支所	11,806	174,364	▲9.1
南丹支所	2,334	30,733	▲8.6
中丹支所	2,840	39,000	▲11.2
丹後支所	2,431	30,202	▲13.1
合 計	61,282	951,636	▲11.1



保証債務残高の推移



保証利用企業者数

(京都：社)

京都府内中小企業者数

京都府内中小企業者数 (緑の線)
京都保証利用企業者数 (赤の線)

100,000

80,000

60,000

40,000

20,000

0

平成26

27

28

29

30

令和元

2

3

4

5

6 (年度)

86,119

84,702

84,702

84,702

79,023

79,023

79,023

79,023

79,023

74,822

74,822 (京都)

28,277

27,423

26,274

25,325

24,108

22,797

35,213

36,405

36,489

33,958

32,820

32,820 (京都)

(令和6年度)

京都府内中小企業者数 74,822

京都保証利用企業者数 32,820

保証利用率

(%)

50

45

40

35

30

25

平成26

27

28

29

30

令和元

2

3

4

5

6 (年度)

36.6

35.9

34.5

33.1

34.1

33.0

44.6

46.1

46.2

45.4

44.1 (全国)

43.9 (京都)

32.8

32.4

31.0

29.9

30.5

28.8

43.5

44.3

44.3

44.5

44.1 (全国)

43.9 (京都)

(令和6年度) 中小企業者数 保証利用企業者数

全 国 3,364,891 1,483,272

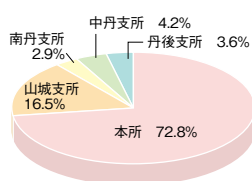
京 都 74,822 32,820

※保証利用率 = $\frac{\text{保証利用企業者数}}{\text{中小企業者数}} \times 100$

代位弁済

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
本 所	756	12,828	▲2.8
山城支所	181	2,911	▲4.9
南丹支所	28	515	+475.6
中丹支所	55	732	+53.2
丹後支所	33	630	+127.3
合 計	1,053	17,615	+3.0

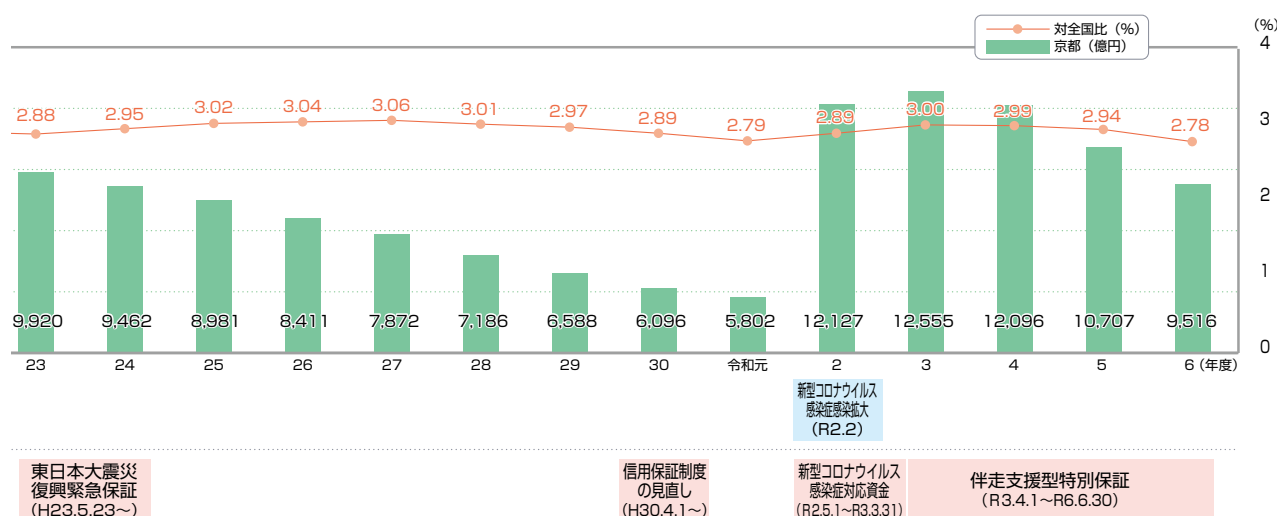
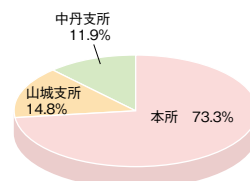


求償権回収

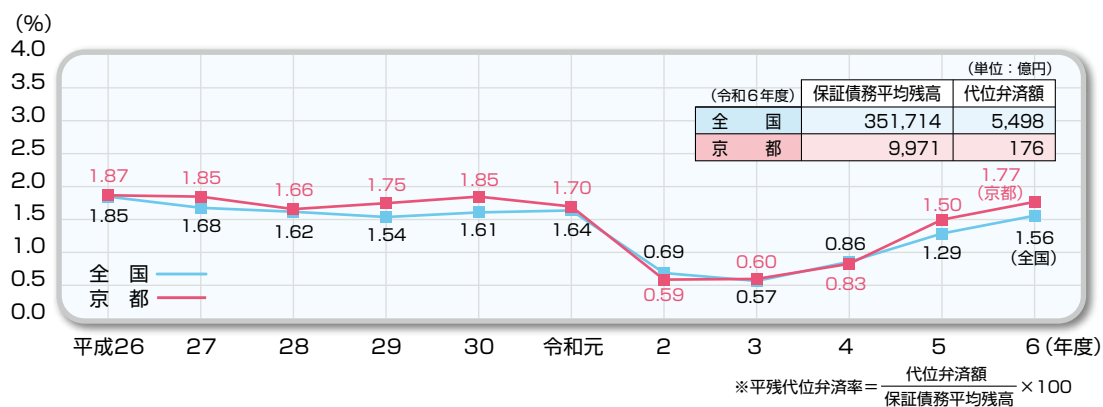
(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
本 所	137	2,092	+8.2
山城支所	32	423	▲3.5
中丹支所	12	340	+60.1
合 計	181	2,855	+10.5

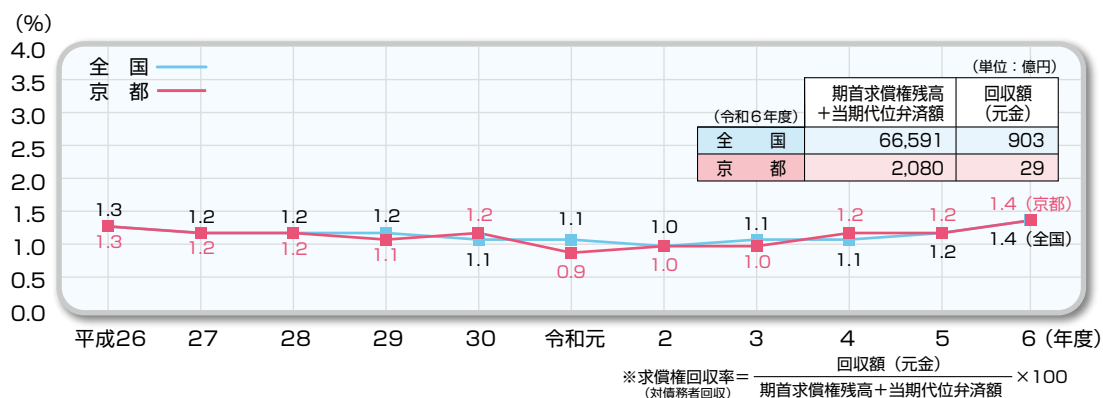
※求償権回収は元金の完済件数と実際回収額



平残代位弁済率



求償権回収率



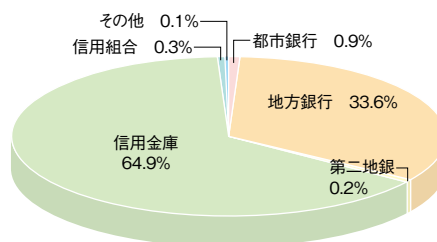
令和6年度 金融機関群別

保証承諾

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
都市銀行	37	1,330	▲43.3
地方銀行	2,791	47,940	▲22.5
第二地銀	13	258	▲17.2
信用金庫	4,954	92,759	▲28.9
信用組合	37	453	+6.3
その他	7	97	+131.4
合計	7,839	142,837	▲26.9

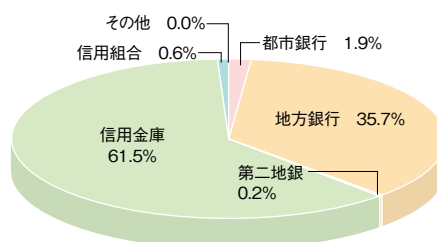
構成比(金額)



保証債務残高

(単位：百万円・%)

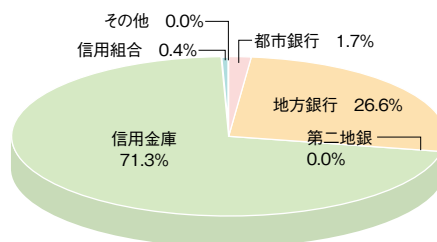
区分	件数	金額	前年度比
都市銀行	901	18,551	▲20.5
地方銀行	21,413	339,460	▲13.3
第二地銀	151	1,731	▲10.6
信用金庫	38,275	585,728	▲9.4
信用組合	496	5,702	▲15.3
その他	46	464	▲1.3
合計	61,282	951,636	▲11.1



代位弁済

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
都市銀行	17	294	▲53.8
地方銀行	262	4,685	+5.3
第二地銀	2	8	▲88.9
信用金庫	764	12,552	+5.8
信用組合	8	76	+38.5
その他	0	0	▲100.0
合計	1,053	17,615	+3.0



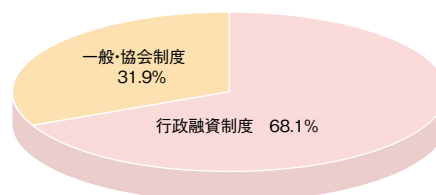
令和6年度 制度別

保証承諾

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
行政融資制度	6,164	97,221	▲37.4
一般・協会制度	1,675	45,616	+13.9
合 計	7,839	142,837	▲26.9

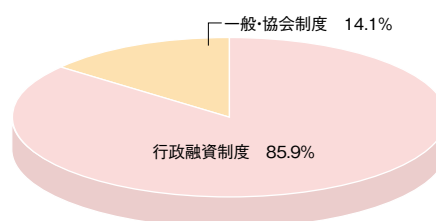
構成比(金額)



保証債務残高

(単位：百万円・%)

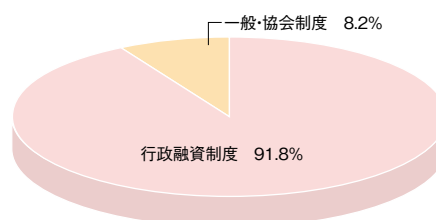
区分	件数	金額	前年度比
行政融資制度	54,772	817,241	▲13.2
一般・協会制度	6,510	134,395	+3.7
合 計	61,282	951,636	▲11.1



代位弁済

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
行政融資制度	961	16,175	+12.9
一般・協会制度	92	1,440	▲48.1
合 計	1,053	17,615	+3.0



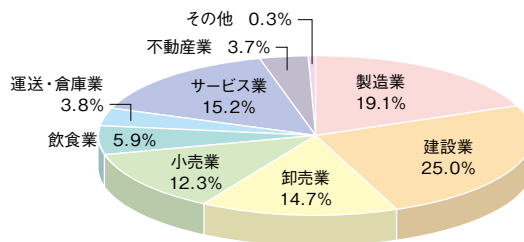
令和6年度 業種別

保証承諾

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
製造業	1,316	27,274	▲33.1
建設業	1,953	35,700	▲23.1
卸売業	870	21,024	▲29.2
小売業	1,020	17,589	▲28.4
飲食業	618	8,426	▲22.3
運送・倉庫業	239	5,387	▲40.8
サービス業	1,474	21,692	▲15.9
不動産業	307	5,310	▲28.8
その他	42	435	▲45.6
合計	7,839	142,837	▲26.9

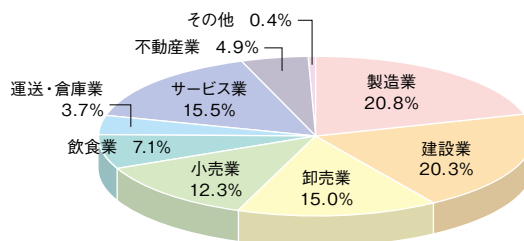
構成比(金額)



保証債務残高

(単位：百万円・%)

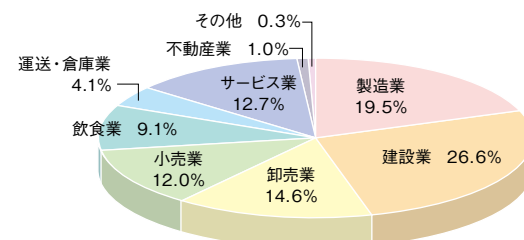
区分	件数	金額	前年度比
製造業	10,984	198,164	▲11.6
建設業	12,856	193,023	▲11.2
卸売業	7,230	142,416	▲11.3
小売業	7,835	116,693	▲9.9
飲食業	5,548	67,507	▲11.9
運送・倉庫業	1,753	35,669	▲9.1
サービス業	11,458	147,580	▲10.6
不動産業	3,280	46,965	▲13.4
その他	338	3,620	▲13.6
合計	61,282	951,636	▲11.1



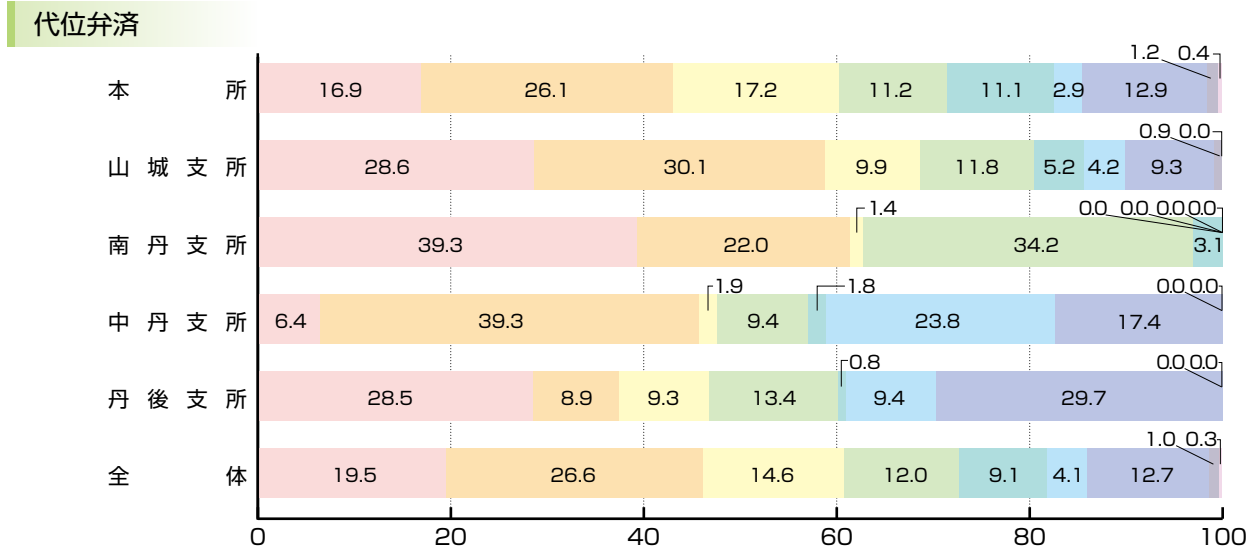
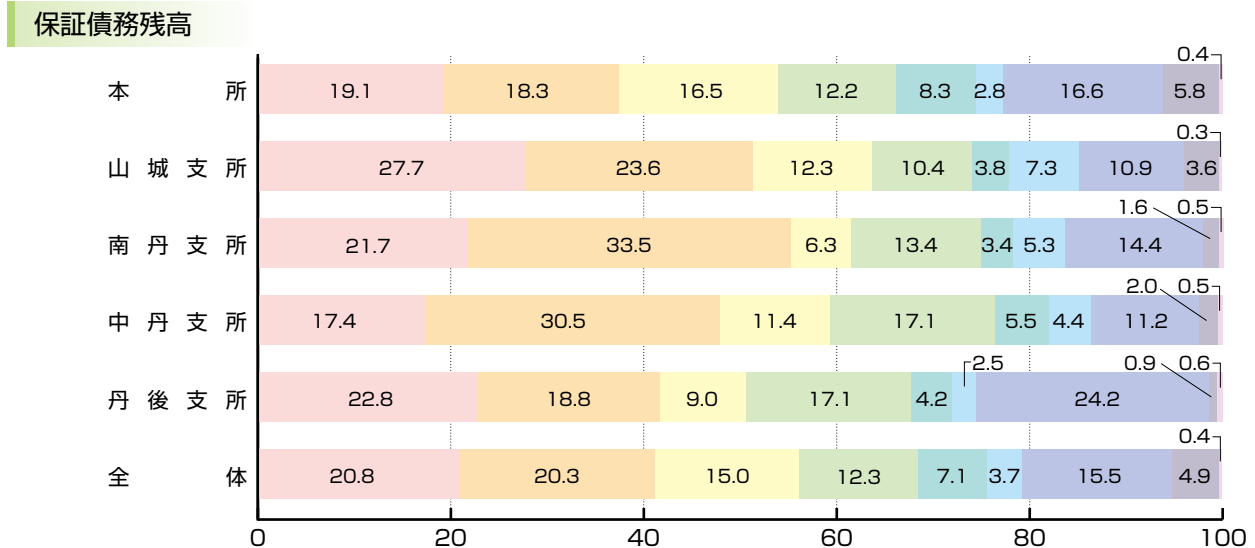
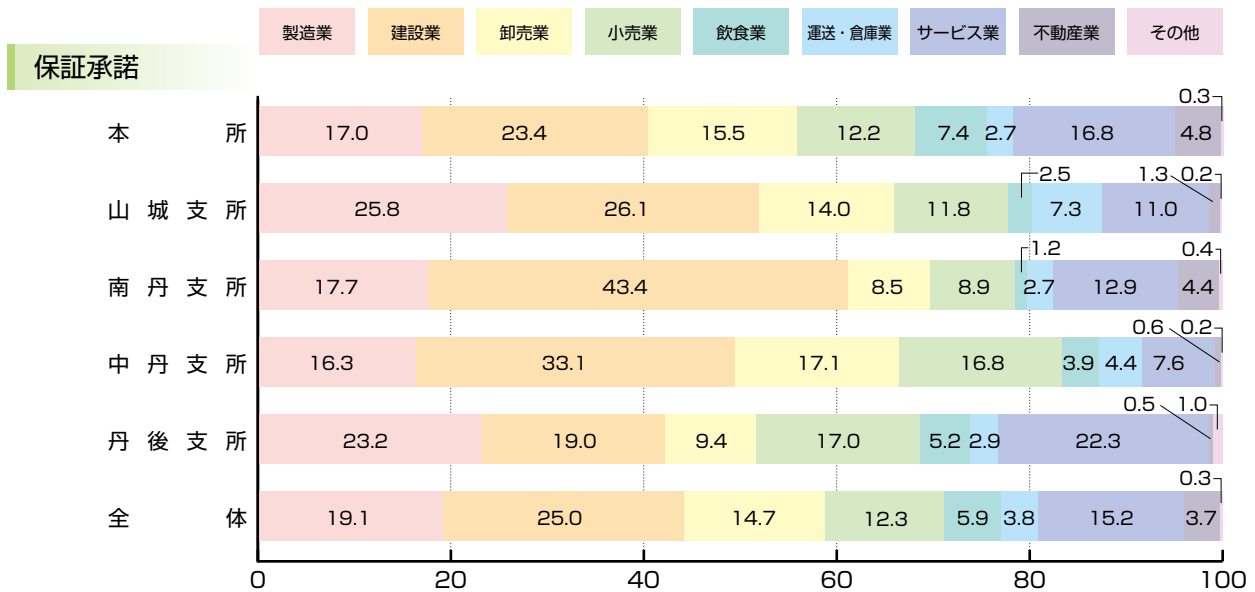
代位弁済

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
製造業	180	3,435	▲3.3
建設業	245	4,681	+79.4
卸売業	141	2,578	▲17.0
小売業	157	2,108	▲16.0
飲食業	130	1,611	+40.2
運送・倉庫業	32	730	▲51.7
サービス業	148	2,243	▲13.5
不動産業	17	180	+464.2
その他	3	49	+29.8
合計	1,053	17,615	+3.0



本支所別の業種構成比（金額）

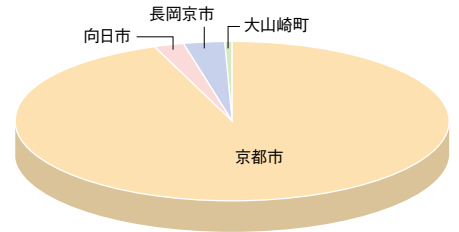


令和6年度 市町村別（保証承諾）

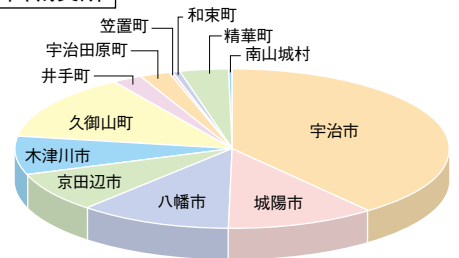
(単位:百万円・%)

保証承諾					
業務区域	区分	件数	金額		
				前年度比	構成比
本所	京都市	4,607	90,374	▲25.6	63.3
	向日市	145	2,157	▲16.8	1.5
	長岡京市	203	2,863	▲35.5	2.0
	大山崎町	25	351	▲46.4	0.2
山城支所	宇治市	758	12,275	▲26.7	8.6
	城陽市	224	3,388	▲40.7	2.4
	八幡市	167	3,563	▲28.6	2.5
	京田辺市	182	2,558	▲39.4	1.8
	木津川市	144	2,429	▲28.8	1.7
	久御山町	227	4,151	▲38.4	2.9
	井手町	23	689	▲18.4	0.5
	宇治田原町	53	693	+3.3	0.5
	笠置町	3	32	+77.8	0.0
	和束町	9	140	▲33.6	0.1
	精華町	77	1,168	▲16.0	0.8
	南山城村	4	19	+1,837.8	0.0
南丹支所	亀岡市	270	4,447	▲24.4	3.1
	南丹市	81	986	▲33.9	0.7
	京丹波町	15	347	▲40.4	0.2
中丹支所	福知山市	87	1,577	▲33.9	1.1
	綾部市	50	788	▲0.9	0.6
	舞鶴市	181	3,034	▲26.3	2.1
丹後支所	宮津市	54	882	▲25.2	0.6
	京丹後市	157	2,601	▲29.9	1.8
	伊根町	5	44	+3.5	0.0
	与謝野町	88	1,279	+7.9	0.9
計		7,839	142,837	▲26.9	100.0

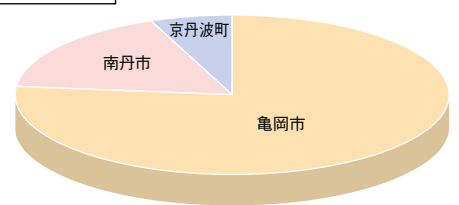
本所



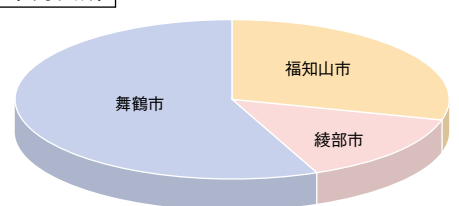
山城支所



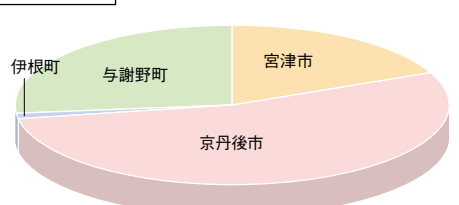
南丹支所



中丹支所



丹後支所



令和6年度 市町村別（保証債務残高・代位弁済）

（単位:百万円・％）

保証債務残高						代位弁済	
業務区域	区分	件数	金額			金額	
				前年度比	構成比		前年度比
本所	京都市	39,722	648,725	▲11.8	68.2	12,432	▲2.9
	向日市	855	11,672	▲5.5	1.2	203	+112.3
	長岡京市	1,192	16,698	▲7.8	1.8	115	▲41.6
	大山崎町	159	1,794	▲12.2	0.2	54	+1,298.9
山城支所	宇治市	4,519	61,213	▲9.3	6.4	1,503	+85.2
	城陽市	1,594	22,196	▲10.1	2.3	372	+313.5
	八幡市	1,217	22,555	▲7.9	2.4	359	▲69.3
	京田辺市	1,202	15,841	▲11.1	1.7	241	▲17.4
	木津川市	909	12,106	▲8.1	1.3	140	▲53.3
	久御山町	1,216	23,272	▲9.8	2.4	312	▲33.1
	井手町	207	3,878	▲8.3	0.4	6	—
	宇治田原町	288	3,907	▲10.3	0.4	90	+479.9
	笠置町	15	117	+10.1	0.0	0	—
	和束町	77	1,062	▲4.7	0.1	0	—
	精華町	518	7,106	▲4.2	0.7	24	+29.4
	南山城村	18	135	▲33.4	0.0	0	—
南丹支所	亀岡市	1,511	20,304	▲7.5	2.1	274	+423.9
	南丹市	554	6,825	▲8.8	0.7	129	+258.5
	京丹波町	230	2,948	▲14.3	0.3	0	—
中丹支所	福知山市	1,073	15,008	▲12.9	1.6	110	+1.4
	綾部市	460	6,456	▲9.5	0.7	162	—
	舞鶴市	1,311	17,505	▲10.5	1.8	460	+24.5
丹後支所	宮津市	492	6,206	▲12.2	0.7	211	+128.8
	京丹後市	1,440	18,099	▲14.2	1.9	274	+237.1
	伊根町	42	499	▲10.0	0.1	0	—
	与謝野町	461	5,510	▲9.2	0.6	145	+39.8
計		61,282	951,636	▲11.1	100.0	17,615	+3.0

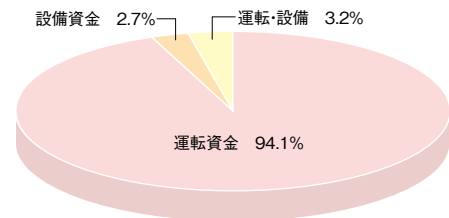
令和6年度 資金使途別

保証承諾

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
運 転 資 金	7,065	134,407	▲27.4
設 備 資 金	440	3,819	+0.3
運 転・設 備	334	4,611	▲29.5
合 計	7,839	142,837	▲26.9

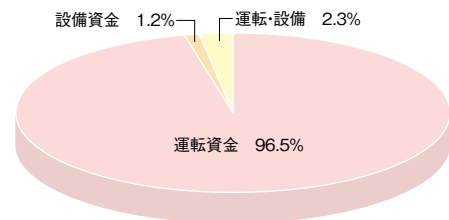
構成比(金額)



保証債務残高

(単位：百万円・%)

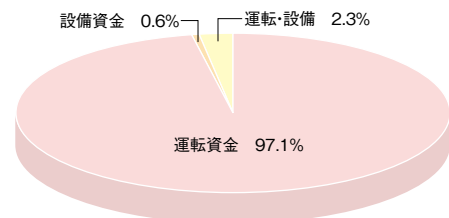
区分	件数	金額	前年度比
運 転 資 金	57,598	917,974	▲11.4
設 備 資 金	1,767	11,838	+5.9
運 転・設 備	1,917	21,823	▲7.0
合 計	61,282	951,636	▲11.1



代位弁済

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
運 転 資 金	1,010	17,104	+2.6
設 備 資 金	16	112	▲37.9
運 転・設 備	27	399	+58.1
合 計	1,053	17,615	+3.0



創立以来の事業概況

(単位:百万円)

年度	保証承諾		保証債務残高		代位弁済		求償権回収		求償権残高	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
昭和14～ 平成10	798,277	5,227,110	87,123	802,281	44,696	173,605	26,604	102,384	514	2,771
11	31,790	454,906	93,180	880,312	2,261	19,800	828	7,777	704	4,869
12	30,614	490,554	92,655	869,743	3,236	28,291	794	9,958	1,059	8,298
13	26,358	341,985	92,300	827,226	3,687	32,059	979	11,840	1,350	7,289
14	27,545	413,895	87,673	779,430	3,480	28,752	872	10,662	1,396	6,847
15	32,377	488,847	79,023	792,148	2,614	19,327	882	10,718	859	5,944
16	29,549	420,772	80,085	830,231	2,089	15,296	724	8,056	667	4,502
17	24,711	394,836	77,207	834,778	1,763	15,438	616	7,456	663	4,887
18	22,291	352,144	75,531	821,057	1,759	16,125	530	6,168	735	5,395
19	22,889	364,511	74,644	820,502	1,756	18,199	556	5,826	820	5,812
20	30,515	663,866	67,187	955,345	2,151	25,137	491	4,779	1,063	8,238
21	24,796	527,089	65,374	1,022,255	1,771	25,782	441	4,755	790	6,678
22	21,017	508,059	62,963	1,020,401	1,575	25,078	385	4,990	396	5,435
23	14,976	312,924	60,821	991,976	1,302	22,617	394	4,748	331	6,169
24	14,113	305,724	58,420	946,249	1,274	21,918	277	4,305	924	7,870
25	13,182	268,586	56,940	898,056	968	18,307	325	4,694	600	5,178
26	12,016	220,030	55,761	841,067	922	16,204	293	3,873	536	4,770
27	12,086	226,799	53,692	787,245	880	14,902	287	3,654	469	3,489
28	10,054	198,400	50,253	718,621	827	12,407	302	3,522	495	3,473
29	9,597	187,638	47,293	658,838	772	11,925	281	3,283	469	3,723
30	9,440	173,455	44,146	609,562	669	11,599	294	3,621	327	2,340
令和元	10,306	199,580	41,353	580,183	575	9,964	248	2,497	334	3,247
2	49,070	1,051,836	67,331	1,212,745	349	5,860	248	2,371	507	1,993
3	10,508	236,622	67,903	1,255,466	399	7,597	222	2,427	341	2,558
4	8,189	150,613	68,224	1,209,551	575	10,282	207	2,616	428	2,693
5	9,735	195,458	63,374	1,070,669	955	17,103	186	2,583	697	4,452
6	7,839	142,837	61,282	951,636	1,053	17,615	181	2,855	808	4,841
累計	1,313,840	14,519,077	—	—	84,358	641,186	38,447	242,421	—	—

※ 求償権回収は元金の完済件数と実際回収額（元金）、求償権残高は帳簿残高

貸借対照表

令和7年3月31日現在

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金	464,660	基本財産	68,571,418,264
預け金	30,171,103,399	基金	7,677,018,460
有価証券	91,106,460,000	基金準備金	60,894,399,804
動産・不動産	3,921,220,942	制度改革促進基金	0
保証債務見返	951,635,987,140	収支差額変動準備金	34,285,000,000
求償権	4,841,264,737	その他有価証券評価差額金	▲ 11,994,446,972
雑勘定	1,965,038,677	責任準備金	6,876,599,967
未収利息	144,090,085	求償権償却準備金	1,269,456,482
未経過保険料	1,810,334,199	退職給与引当金	1,416,640,000
その他	10,614,393	損失補償金	0
		保証債務	951,635,987,140
		求償権補填金	0
		借入金	0
		長期借入金	0
		短期借入金	0
		雑勘定	31,580,884,674
		仮受金	113,665,480
		保険納付金	194,201,926
		損失補償納付金	26,384,629
		未経過保証料	31,193,286,008
		未払保険料	1,833,983
		未払費用	51,512,648
合 計	1,083,641,539,555	合 計	1,083,641,539,555

上記、貸借対照表は信用保証協会法施行規則等に基づき作成していますが、よりご理解いただくため、一般企業における貸借対照表の表示等に置き換えると、次のとおりとなります。

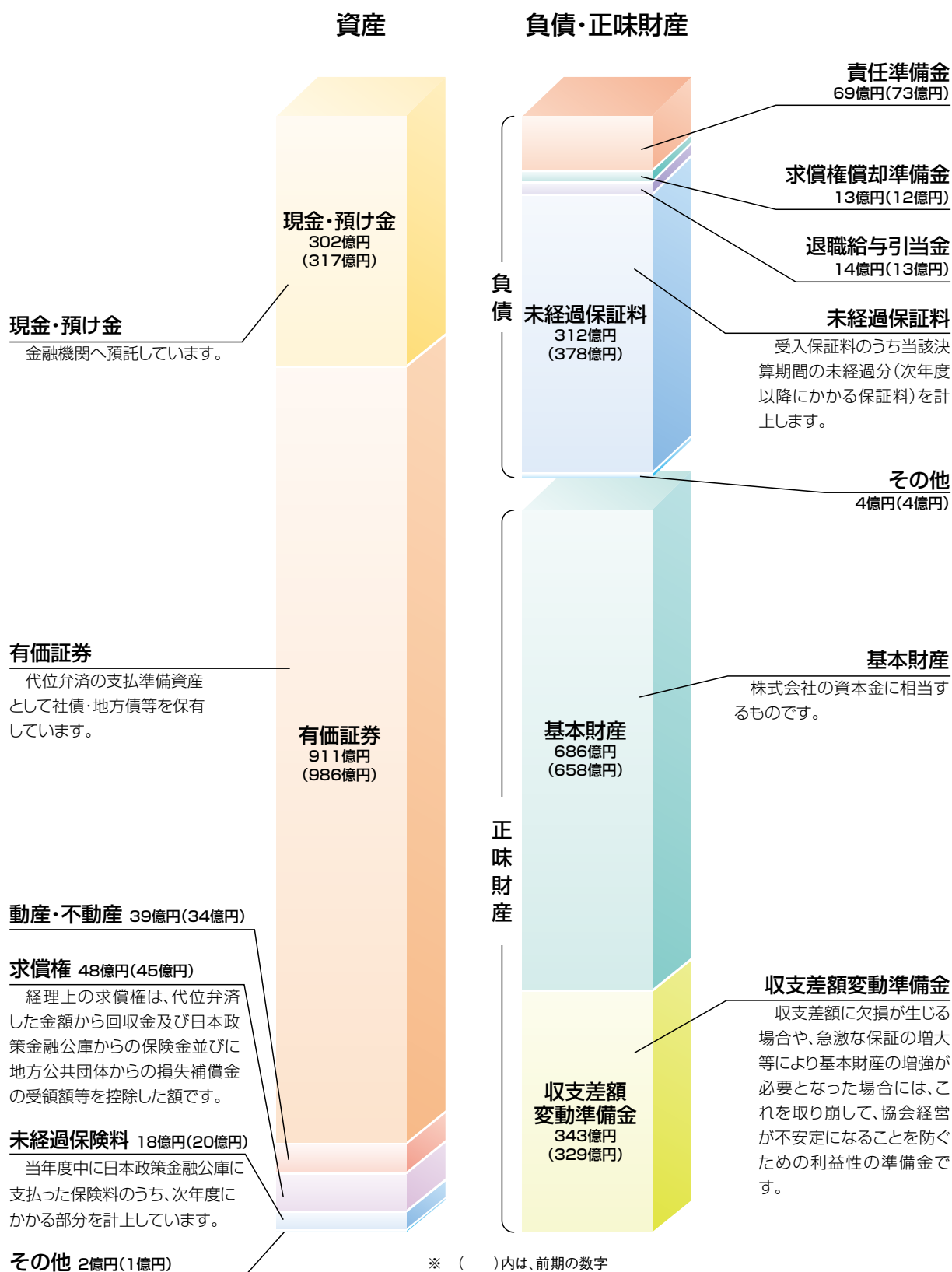
令和7年3月31日現在

(単位：円)

資産の部		負債・正味財産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
《資産》		《負債》	
現金・預け金	30,171,568,059	その他有価証券評価差額金	▲ 11,994,446,972
有価証券	91,106,460,000	責任準備金	6,876,599,967
動産・不動産	3,921,220,942	退職給与引当金	1,416,640,000
求償権	4,841,264,737	借入金	0
求償権償却準備金	▲ 1,269,456,482	雑勘定	31,580,884,674
雑勘定	1,965,038,677	仮受金	113,665,480
未収利息	144,090,085	保険納付金	194,201,926
未経過保険料	1,810,334,199	損失補償納付金	26,384,629
その他	10,614,393	未経過保証料	31,193,286,008
		未払保険料	1,833,983
		未払費用	51,512,648
		負債合計	27,879,677,669
		《正味財産》	
		基本財産	68,571,418,264
		基金	7,677,018,460
		基金準備金	60,894,399,804
		制度改革促進基金	0
		収支差額変動準備金	34,285,000,000
		正味財産合計	102,856,418,264
合 計	130,736,095,933	負債及び正味財産合計	130,736,095,933

・ 保証債務見返（資産）及び保証債務（負債）各951,635,987,140円は、備忘勘定であるため除いています。

貸借対照表《図解》



※ ()内は、前期の数字
 ※ 保証債務見返(資産)と保証債務(負債)は同額のため、この表からは除いています。
 ※ 各項目の数字は四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。
 ※ 負債には、其他有価証券評価差額金▲120億円を含みます。

収支計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位：円)

科 目	金 額
経常収入	12,322,423,010
保証料	10,339,151,543
預け金利息	62,487,466
有価証券利息配当金	688,990,492
延滞保証料	0
損害金	110,235,793
事務補助金	43,697,765
責任共有負担金	1,000,937,000
雑収入	76,922,951
経常支出	7,456,489,893
業務費	2,783,297,688
借入金利息	0
信用保険料	4,392,992,306
責任共有負担金納付金	280,199,815
雑支出	84
経常収支差額	4,865,933,117
経常外収入	24,125,309,485
償却求償権回収金	282,257,361
責任準備金戻入	7,308,785,015
求償権償却準備金戻入	1,172,225,628
求償権補填金戻入	15,348,958,482
保険金	13,874,797,194
損失補償補填金	1,474,161,288
有価証券評価益	0
有価証券売却益	0
その他収入	13,082,999
経常外支出	24,910,512,381
求償権償却	16,714,504,908
雑勘定償却	24,847,362
有価証券評価損	0
有価証券売却損	0
退職金	2,193,000
責任準備金繰入	6,876,599,967
求償権償却準備金繰入	1,269,456,482
その他支出 他	22,910,662
経常外収支差額	▲ 785,202,896
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	4,080,730,221
収支差額変動準備金繰入額	1,365,000,000
基本財産繰入額	2,715,730,221

左記収支計算書は、信用保証協会法施行規則等に基づき作成していますが、よりご理解いただくため経常外収支について純増減額を分かりやすく表示すると、次のとおりとなります。

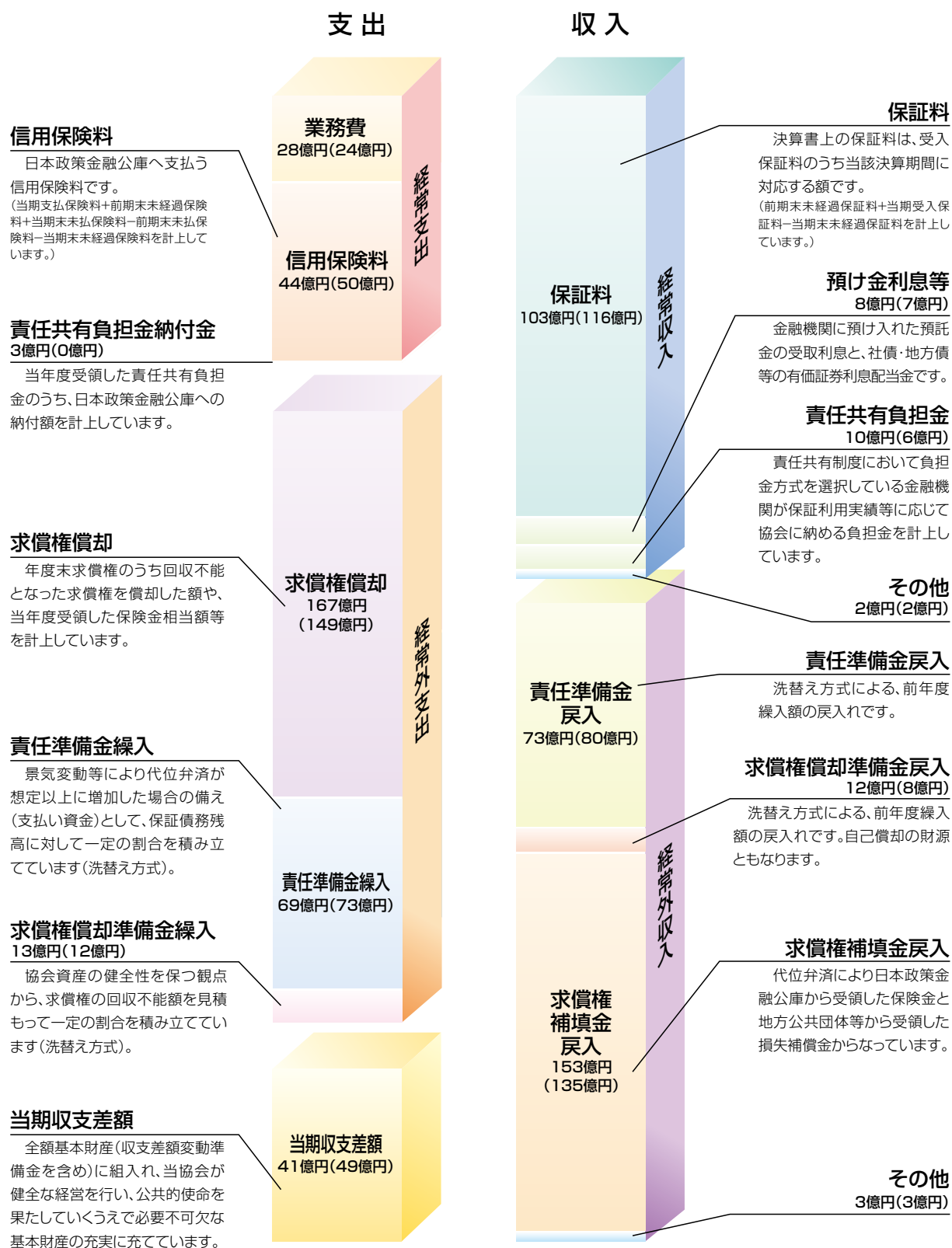
(単位：円)

経常外収支	
科 目	金 額
償却求償権回収金	282,257,361 …①
責任準備金	
戻入	7,308,785,015
繰入	▲ 6,876,599,967
(当期純戻入額)	432,185,048 …②
求償権償却準備金	
戻入	1,172,225,628
繰入	▲ 1,269,456,482
(当期純戻入額)	▲ 97,230,854 …③
求償権償却	
求償権償却	▲ 16,714,504,908
求償権補填金戻入	15,348,958,482
(当期自己償却額)	▲ 1,365,546,426 …④
その他	▲ 36,868,025 …⑤
経常外収支差額	▲ 785,202,896 …⑥

※ ⑥（経常外収支差額）＝①＋②＋③＋④＋⑤

正味財産
の増加

収支計算書《図解》



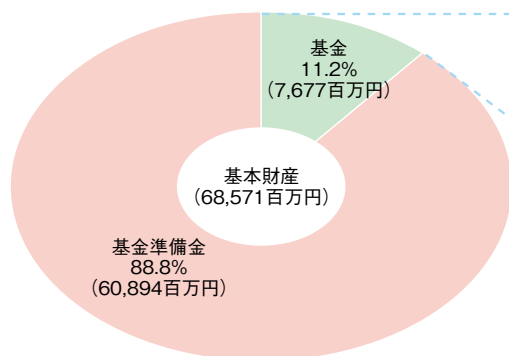
※ ()内は、前期の数字

※ 各項目の数字は四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。

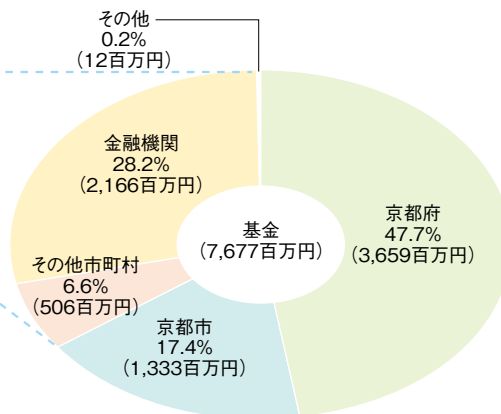
基本財産の状況

基本財産の現状

(令和7年3月末現在)

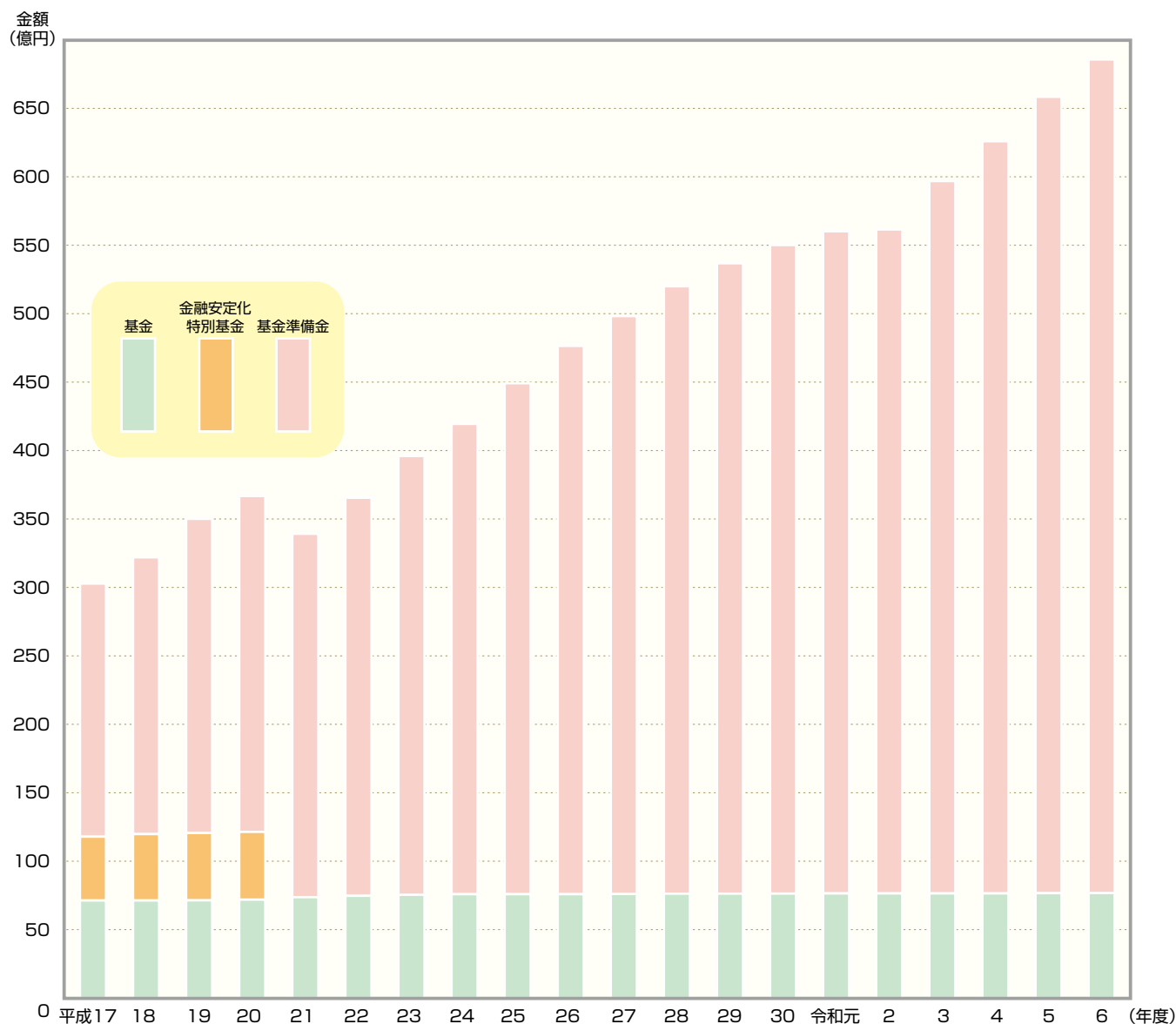


基金への出捐割合



- (注) 1 基金準備金は、協会の収支差額(収支差額変動準備金を控除後)の累積額
 2 京都府分には国からの基金補助金1,662百万円を含む。
 3 四捨五入のため、内訳と合計値が一致しない場合があります。

基本財産の推移



信用補完制度

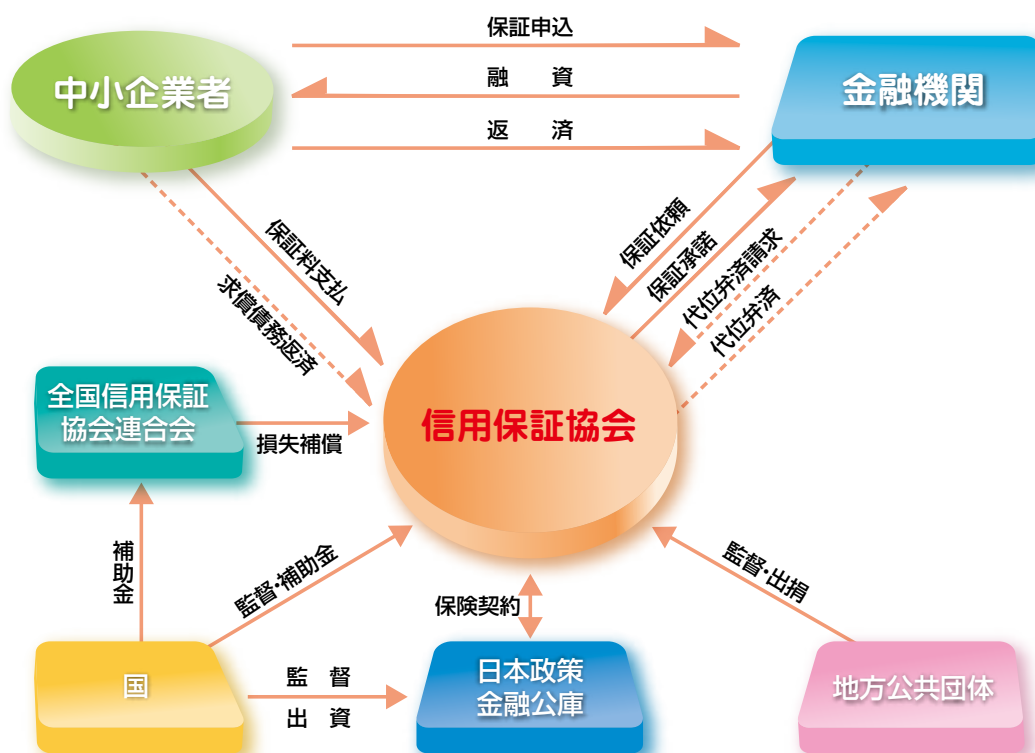
信用保証協会は、中小企業者等の方々に対して、金融上の「公的な保証人」となって中小企業者と金融機関を結ぶ「架け橋」になり、資金調達を容易にし、金融の円滑化を通じて中小企業を支援する役割を担っています。

信用保証協会は、このような機能・役割を果たすべく、中小企業者の信用力を引き出し、発展させるため、綿密な調査・審査を行い、当該企業の信用力に合った保証の推進に努めるとともに、中小企業者の経営や金融の相談等をはじめとする支援を行っています。

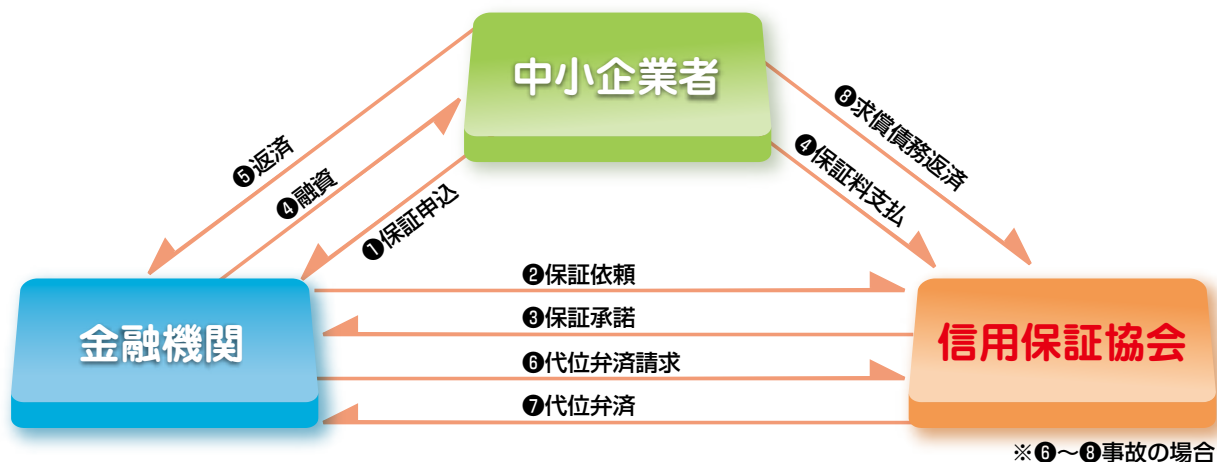
現在、信用保証協会は、各都道府県を単位として47協会、市を単位として4協会、全国で合わせて51協会が設けられています。

信用補完制度のしくみ

「信用補完制度」は、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成る信用保証制度と、信用保証協会、日本政策金融公庫の二者から成る信用保険制度の総称です。



① 信用保証制度のしくみ



- ①～② 中小企業者から保証付融資の申込を受理した金融機関は、融資を適当と認めた場合、信用保証協会に信用保証を依頼します。
- ③ 信用保証協会は審査の結果、信用保証を適当と認めた場合、金融機関に対し保証承諾（保証書発行）します。
- ④ 金融機関は中小企業者に融資を行います。このとき、中小企業者から所定の信用保証料を金融機関を通じて信用保証協会にお支払いいただきます。
- ⑤ 中小企業者は融資条件によって返済します。
- ⑥ 中小企業者が何らかの事情によって、借入金の全部又は一部の返済ができなくなったとき、金融機関は信用保証協会に代位弁済の請求を行います。
- ⑦ 信用保証協会は、この請求に基づいて中小企業者に代わり借入金を金融機関に代位弁済します。
- ⑧ 信用保証協会は金融機関に代わって中小企業者の債権者となり、中小企業者は信用保証協会に対して求償債務の返済をします。

② 信用保険制度のしくみ



- ① 日本政策金融公庫と信用保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき日本政策金融公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ② 信用保証協会は日本政策金融公庫に保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。
- ④ 日本政策金融公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%～90%を保険金として信用保証協会に支払います。
- ⑤ 信用保証協会は、代位弁済後の回収金を、保険金の受領割合に応じて日本政策金融公庫に納付します。

保証対象となる方

○所在地

- ・ 個人の場合は、住居又は事業所のいずれかが京都府内にある方
- ・ 法人の場合は、京都府内に本店又は事業所を有する法人

○企業規模

資本金又は常時使用する従業員のいずれかが次の条件を満たしていれば対象となります。

- ※ 原則として下表によりますが、旅行業等、業種によって条件が別に定められている場合があります。
- ※ 特定非営利活動法人（NPO法人）の場合、一部ご利用いただけない保証制度があります。
- ※ 社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人は、医業を主たる事業とする場合を除き、信用保証をご利用いただけません。

業種	資本金	従業員数
製造業等（建設業、運送業、不動産業を含む）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業・飲食業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下

ただし、次の方は、対象から除かれます。

- ① 農業（園芸サービス業を除く）、林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く）、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）、その他保証（保険）対象外の業種を営む方
 - ※ 一部取扱い可能な場合がありますので、担当窓口までご確認ください。
- ② 許認可等を要する業種を営む方で、許認可等を受けていない方
- ③ 手形交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分を受けている方
- ④ 手形の不渡り又は電子記録債権の支払不能後、6か月以上経過していない方
- ⑤ 代位弁済を受け、その求償債務を完済していない方
- ⑥ 求償債務の連帯保証人となっている方
- ⑦ 延滞など正常でない保証取引中の方
- ⑧ 延滞など正常でない保証取引の連帯保証人となっている方
- ⑨ ③～⑧の方が代表者となっている法人
- ⑩ ③～⑧の法人代表者の方

反社会的勢力は信用保証の対象となりません。

保証限度額

個人・法人	2億8,000万円（うち、無担保保証8,000万円）
組 合	4億8,000万円（うち、無担保保証8,000万円）

上記の保証限度額（一般枠）とは別枠でご利用いただける保証制度もあります（セーフティネット保証、危機関連保証、中小企業特定社債保証など）。

資金使途

事業経営に必要な運転資金と設備資金が対象となります。

次のような資金は対象となりません。

- ① 生活資金、投機資金
- ② 転貸資金（組合からの転貸資金を除く）
- ③ 金融機関から直接借り入れた資金を返済するための資金（旧債振替資金）（協会が認めた場合を除く）

保証期間

運転資金 5年

設備資金 7年

- 運転資金は、企業の収益性、資金繰り状況等からみて、特に必要と判断される企業については、7年まで延長することができます。
 - 設備資金は、7年以内で法定耐用年数内の期間設定を基本とします。ただし、法定耐用年数が7年を超える動産設備については10年まで、不動産設備については15年まで延長することができます。
- 注） 地方公共団体及び金融機関が設けている特別融資制度ならびに協会制度で、独自に期間を定めているものについては、各々の制度で定めている期間によります。

連帯保証人

【個人及び法人の場合】

連帯保証人は必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。

次のようなケースは連帯保証人になっていただく場合があります。

- ① 実質的な経営権を有している方又は経営者本人の配偶者（当該経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者に限る）が連帯保証人となる場合
- ② 経営者本人の健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合
- ③ 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合

【組合の場合】

原則として代表理事のみを連帯保証人としませんが、個々の実情に応じ他の理事を連帯保証人とすることができます。

経営者保証（経営者以外の連帯保証人も含む）に関する対応 - 令和6年度の実績 -

- 1 保証承諾のうち保証人を不要とした実績は次のとおりで、全国ベースより高い割合となっています。

法人・個人を含む保証承諾

	京都	全国(参考)
信用保証を承諾した件数 …①	7,839	574,573
うち保証人を不要とした件数…②	3,631	197,022
保証人不要の割合(②÷①)	46.3%	34.3%

- 2 保証時・借換や条件変更時において、経営者保証（経営者以外の連帯保証人も含む）を不要とする取扱い（3類型）をしています。

保証人を不要として信用保証を承諾した件数

類型	件数
信用保証を利用しない金融機関融資と協調するもの(BK連携型)	249
財務内容から見て保証人を不要とするもの(財務型)	5
物的担保が充足しているもの(担保型)	1

また、代表者交代時においては、既存の保証付き融資について、旧・新代表者の両方から経営者保証をとることはしない取組みを進めています。

代表者交代時における対応

類型	件数
旧代表者・新代表者とも保証不要	137
新代表者のみ保証	282
旧代表者のみ保証	489
旧代表者・新代表者とも保証必要	16

- 3 連帯保証人の保証債務を解消した実績は、次のとおりです。

保証債務を解消した件数

類型	件数
「経営者保証に関するガイドライン」によるもの	56
「一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン」によるもの	5

担 保

必要に応じて、物的担保（原則として①不動産、②有価証券、③流動資産（売掛債権・棚卸資産））を提供していただきます。

〈不動産担保として好ましくないもの〉

- ・ 市街化調整区域内の不動産
- ・ 農地、山林
- ・ 遠隔地（ただし、近畿一府四県、三重県及び福井県に所在するもので日帰り可能な地域のものは除く）
- ・ 換価・評価困難なもの（進入路のない土地、袋地、不整形地で用途に制限のあるもの、道路、坂道の法、崖、傾斜地等）

責任共有制度

信用保証協会の保証付融資については、信用保証協会と金融機関が適切な責任の共有を図り、両者が連携して中小企業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった中小企業に対する適切な支援を行うこと等を目的とした『責任共有制度』を導入しています。

信用保証協会と金融機関との関係

責任共有制度には、「負担金方式」と「部分保証方式」の2つの方式があり、金融機関ごとの選択により、そのいずれかになります。金融機関の負担割合は、いずれの方式においても20%です。

【負担金方式】

金融機関の過去の制度利用実績（代位弁済率等）に基づき一定の負担金を支払う方式

$$\text{負担金} = \text{保証債務平均残高（X期）} \times \frac{\text{代位弁済額（Y期）} - \text{不動産担保回収に関する額（Y期）}}{\text{保証債務平均残高（Y期）}} \times 20\%$$

※1 X期は、原則として半期。なお、当該平均残高は、平成19年10月以降に信用保証協会が申込受付し、保証承諾したものに限る。

※2 Y期は、X期よりも以前の期間であり、原則として半期。なお、制度利用実績を構成する数値は、いずれも平成19年7月以降に申込受付し、保証承諾したものに限る。

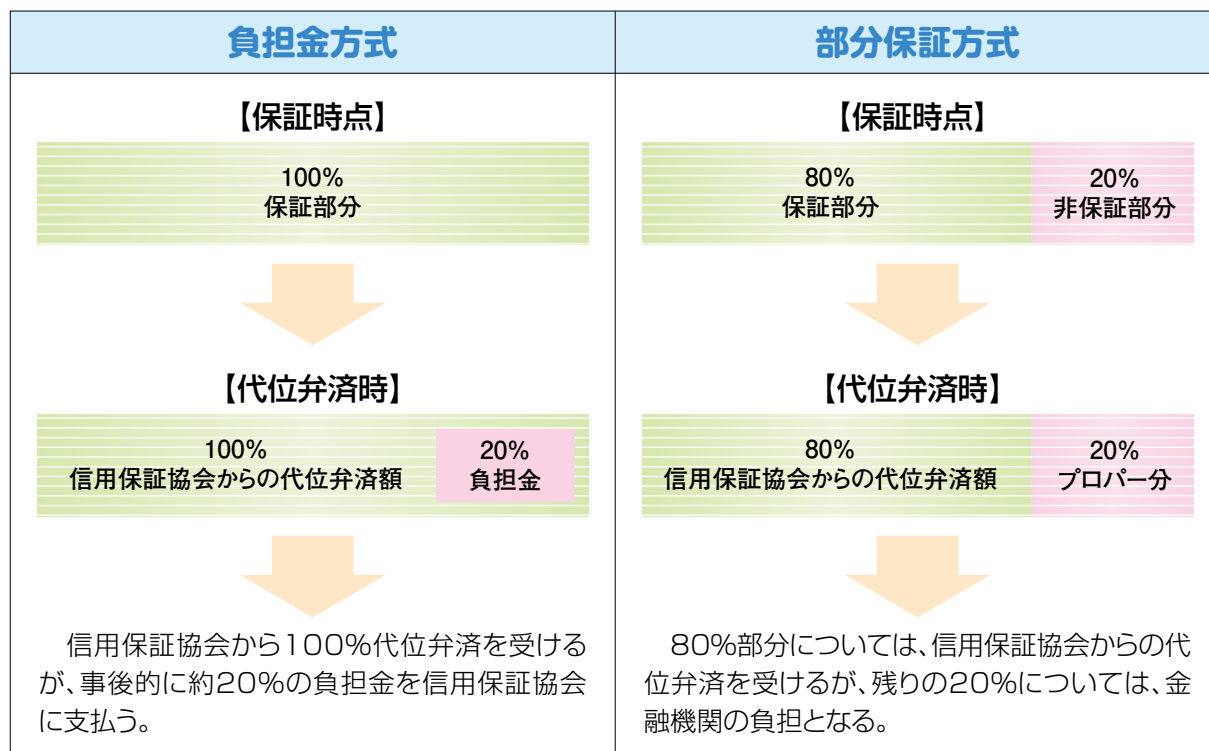
【部分保証方式】

貸付金額の一定割合（80%）を保証する方式

$$\text{保証金額} = \text{貸付金額} \times 80\%$$

中小企業特定社債保証、流動資産担保融資保証等の部分保証制度は、金融機関の方式選択にかかわらず、80%の部分保証です。

責任共有制度における金融機関の負担部分イメージ図



責任共有制度の対象外（100%保証）となる保証制度

責任共有制度の対象（80%保証）から除かれる主な保証（100%保証）は、次のとおりです。

【対象外の主な保証制度】

- ・ 経営安定関連（セーフティネット）保証第1号～第4号・第6号
- ・ 創業関連保証
- ・ 特別小口保険にかかる保証（NPO法人を除く）
- ・ 小口零細企業保証
- ・ 東日本大震災復興緊急保証
- ・ 事業再生計画実施関連保証
（保証割合が100%の保証を既往借入金の範囲内で借り換えた場合に限る）
- ・ 危機関連保証

信用保証料

信用保証料は、信用保証の対価として当協会にお支払いいただくものであり、金利・手数料等とは性格の異なるものです。

なお、信用（変更）保証料のほかは、調査料・相談料・用紙代など一切いただきません。

信用保証料の計算式

一括返済の場合

$$\text{信用保証料} = \text{貸付金額} \times \text{信用保証料率} \times \frac{\text{保証期間}}{12\text{か月}(365\text{日})}$$

均等分割返済の場合

$$\text{信用保証料} = \text{貸付金額} \times \text{信用保証料率} \times \frac{\text{保証期間}}{12\text{か月}(365\text{日})} \times \text{分割返済回数別係数}$$



返済回数	2～6回	7～12回	13～24回	25回以上
分割返済回数別係数	0.70	0.65	0.60	0.55

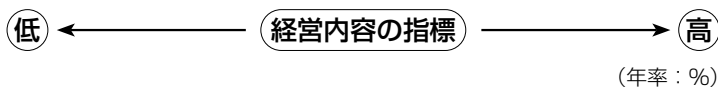
「分割返済回数別係数」とは、分割返済により年々その残高が減少することを考慮し、信用保証料を割り引くための掛け目のことです。

信用保証料率

貸付金額に対する信用保証料率は、中小企業者の経営状況に応じて、下表のとおり9段階（基準料率）で、個別に中小企業者の定性要因（非財務要因）を加味して決定します。

信用保証料率の決定に当たっては、CRD（中小企業信用リスク情報データベース）のリスク評価モデルを利用します。

※ 「CRD」とは、平成13年3月、中小企業庁が中心となって中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設された一般社団法人CRD協会が運営する中小企業に関する日本最大のデータベースです。



（年率：％）

区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
基準料率	責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	責任共有外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

【定性要因による割引】

前頁の基準料率から次の定性要因を加味して料率の割引をします。

(1) 有担保割引…0.1%の割引

物的担保を提供いただく場合

※ セーフティネット保証など適用しない制度もあります。

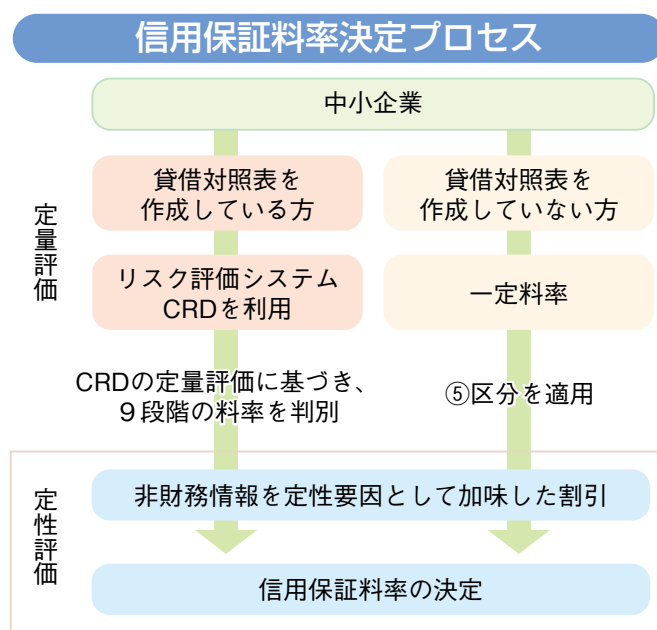
(2) 応援隊割引…0.1%の割引（「小規模企業おうえん資金ベース枠」については0.2%の割引）

京都府「商工会等連携経営改革支援制度」による経営支援を受け、京都府及び京都市の制度融資（「一般資金（協調支援型保証制度を除く）」、「小規模企業おうえん資金」、「あんしん借換資金（危機関連保証制度を除く）」に限る）を利用する場合

(3) 会計参与設置会社割引…0.1%の割引※

保証申込時、会計参与を設置している旨の登記があることを示す書類を提出した中小企業者

※ 一括支払契約保証、事業承継特別保証制度（特別料率を適用する場合）、経営承継借換関連特別保証制度（左記に同じ）、事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度及び京都府・京都市協調融資「開業・経営承継支援資金（承継無保証人型・承継無保証人借換型）」、「中小企業下支え資金（経営改善・再生支援強化型）」を除く保証が対象です。



京都府・京都市の協調融資制度の信用保証料率

京都府・京都市の協調融資制度において、次の表のとおり、基準料率から一部引き下げた料率を設定し（ 部分）、中小企業者の負担軽減を図っています。

（年率：％）

区 分			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		
責任共有保証料率			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
責任共有外保証料率			2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50		
一般資金（無担保）			1.85	1.70	1.50	1.30	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45		
経営力向上関連保証			0.70 (海外投資関係保険(有担保・無担保)、新事業開拓保険(有担保)を利用する場合を除く)										
事業者選択型経営者保証非提供促進保証制度	一般枠		1.85	1.70	1.50	1.30	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45	(※1)	
		上記保証料率に0.25%又は0.45%上乘せ											
	セーフティネット枠	0.90（セーフティネット保証4号）に0.25%又は0.45%上乘せ 0.75（セーフティネット保証5号）に0.25%又は0.45%上乘せ									(※1)		
		協調支援型保証制度	プロパー協調	0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23	(※2)
			モニタリング	1.43	1.32	1.17	1.02	0.87	0.75	0.60	0.45	0.34	(※2)
小規模企業 おうえん資金	ベース枠		1.80	1.60	1.45	1.25	1.10	1.10	0.90	0.70	0.50		
	ステップアップ枠		1.65	1.50	1.35	1.15	0.95	0.95	0.80	0.60	0.45		
あんしん 借換資金	緊急枠（無担保）		1.70	1.55	1.40	1.20	1.00	1.00	0.80	0.60	0.45		
	セーフティネット枠		0.90（セーフティネット保証1～4・6号） 0.75（セーフティネット保証5・7・8号）										
	危機関連枠		0.80										
中小企業 下支え資金	一般枠（無担保）		1.70	1.55	1.40	1.20	1.00	1.00	0.80	0.60	0.45		
	セーフティネット枠		0.90（セーフティネット保証1～4・6号） 0.75（セーフティネット保証5・7・8号）										
	経営改善 サポート保証枠	責任共有	0.75										
		責任共有外	0.90										
	経営改善・再生支援強化型		0.30									(※3)	
中小企業 再生支援資金	長期資金	一般枠（無担保）	1.55	1.35	1.20	1.00	0.85	0.85	0.80	0.60	0.45		
	短期フォローアップ資金	一般枠	1.85	1.70	1.50	1.30	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45		
	長期資金	セーフティネット枠	0.90（セーフティネット保証1～4・6号） 0.75（セーフティネット保証5・7・8号）										
	短期フォローアップ資金												
災害対策 緊急資金	一般枠（無担保）		1.60	1.45	1.30	1.10	0.90	0.90	0.70	0.50	0.35		
	セーフティネット枠		0.90（セーフティネット保証1～4・6号） 0.75（セーフティネット保証5・7・8号）										
	激甚枠		0.80										
開業・経営承継 支援資金	開業型		0.50（創業関連）										
	創業無保証人型		0.70（創業関連）										
	事業転換・多角化型（無担保）		1.65	1.50	1.35	1.15	0.95	0.95	0.80	0.60	0.45		
	経営承継一般型 （無担保）	経営承継関連保証	1.65	1.50	1.35	1.15	0.95	0.95	0.80	0.60	0.45		
		特定経営承継関連保証	1.65	1.50	1.35	1.15	0.95	0.95	0.80	0.60	0.45		
		経営承継準備関連保証	1.65	1.50	1.35	1.15	0.95	0.95	0.80	0.60	0.45		
		特定経営承継準備関連保証	0.95										
	経営承継支援型（無担保）		1.65	1.50	1.35	1.15	0.95	0.95	0.80	0.60	0.45		
	経営承継借換型（無担保）		1.70	1.55	1.40	1.20	1.00	1.00	0.80	0.60	0.45		
	承継無保証人型		0.95	0.80	0.65	0.50	0.40	0.30	0.20	0.10	0.00	(※4)	
承継無保証人借換型		0.95	0.80	0.65	0.50	0.40	0.30	0.20	0.10	0.00	(※4)		
脱炭素経営促進資金			一般枠（無担保）	1.70	1.55	1.40	1.20	1.00	0.90	0.70	0.50	0.35	

（※1） 保証料率の0.10％に相当する額を国が補助する。なお、補助率は保証申込日に応じて、令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
は0.05％となる。

ただし、条件変更に伴い、追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外とする。

（※2） 国による保証料補助を加味した保証料率を記載している。ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対
象外となる。

（※3） 国の保証料補助による申込中小企業者の実質負担率。ただし、当初保証料率のみが補助対象であり、保証期間延長等の条件変更時には
0.80％（責任共有）、1.00％（責任共有外）、（経営者保証免除対応の場合は1.00％（責任共有）、1.20％（責任共有外））の料率を基に所
定の条件変更保証料を負担いただく必要があります。

（※4） 京都府・京都市の保証料補助による申込中小企業者の実質負担率を記載。

（保証料補助は当初保証料のみが対象であり、条件変更に伴い生じる追加保証料（上表の各区分料率+0.10％で算出）は補助対象外）

京都府中小企業融資制度

区 分			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
文化産業 振興基金	一般枠	(有担保)	1.55	1.40	1.25	1.05	0.85	0.85	0.70	0.50	0.35
		(無担保)	1.65	1.50	1.35	1.15	0.95	0.95	0.80	0.60	0.45
	経営革新 関連保証		0.75 (海外投資関係保険(有担保・無担保)、 新事業開拓保険(有担保)を利用する場合を除く)								

京都市中小企業融資制度

区 分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
京都市関連 認定制度資金	(有担保)	1.55	1.40	1.25	1.05	0.85	0.85	0.70	0.50	0.35
	(無担保)	1.65	1.50	1.35	1.15	0.95	0.95	0.80	0.60	0.45
京都市企業立地 促進資金	(有担保)	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35
	(無担保)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
京都市SDGs推進 サポート資金	(有担保)	1.50	1.35	1.20	1.00	0.80	0.70	0.55	0.35	0.20
	(無担保)	1.60	1.45	1.30	1.10	0.90	0.80	0.65	0.45	0.30

主な保証制度

制度名		保証限度（1企業者あたり）	保証期間	信用保証料率
普通保証 通常の事業資金をお求めの方に…		個人・法人 2億8,000万円 (うち、無担保保証8,000万円) 組合 4億8,000万円 (うち、無担保保証8,000万円)	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内	年0.45%～年1.90% (責任共有保証料率を記載しています)
極度保証 継続的に割引・手形貸付をお求め の方に…		個人・法人 2億8,000万円 (うち、無担保保証8,000万円) 組合 4億8,000万円 (うち、無担保保証8,000万円)	2年以内	手形貸付 年0.45%～年1.90% 割引 年0.39%～年1.62% (責任共有保証料率を記載しています)
当座貸越（貸付専用型）根保証 当座貸越により反復・継続的な 資金をお求めの方に…		2億8,000万円 (〔普通保証〕の枠内)	1年間もしくは2年間	年0.39%～年1.62% (責任共有保証料率を記載しています)
事業者カードローン当座貸越根保証 時間・場所に制約されず、 簡易な資金調達をお求めの方に…		2,000万円 (〔普通保証〕の枠内)	1年間もしくは2年間	年0.39%～年1.62% (責任共有保証料率を記載しています)
中小企業特定社債保証 社債発行により資金調達手段の多様化を…		4億5,000万円 保証割合は80%	2年以上7年以内	年0.45%～年1.90%
流動資産担保融資保証 売掛債権又は棚卸資産を活用して資金調達を…		2億円 保証割合は80%	1年間 (個別保証の場合は1年以内)	年0.68%
事業承継サポート保証 円滑な事業承継のために…		2億8,000万円 (うち、無担保保証8,000万円)	15年以内	年0.95%
京都短期継続保証（京たん） 資金繰り安定・新たな事業拡張をご検討中の方に…		2,000万円 (〔普通保証〕の枠内)	1年	年0.45%～年1.90%
提携保証	スーパータイムリー（対象者：法人） 京力サポート（対象者：個人） 迅速な保証をご検討中の方に…	8,000万円 (一般枠1億6,000万円（うち、 無担保保証8,000万円）の範囲内)	10年	年0.35%～年1.25%
	ネクスト プロパー貸付と同時に 資金調達を…	1億6,000万円 (一般枠1億6,000万円（うち、 無担保保証8,000万円）の範囲内） 但し、他提携保証の残高含	10年	年0.35%～年1.25%

※ 信用保証料率は、貸付金額に対する率です。

主な京都府・京都市協調融資制度（令和7年度）

（信用保証料率については、42ページを参照ください。）

制 度 名 (対象者)		融資期間	融資限度額		融資利率	
					金利優遇 制度	
一般資金 (中小企業・組合)		運転・設備 10年以内	有担保 2億円 無担保 8,000万円		(取扱金融 機関が 定める 固定金利)	0.2% 引下げ
経営力向上関連保証			【経営力向上関連特別保証】 有担保 2億円 無担保 8,000万円 (認定経営力向上計画に係る事業のうち 新事業活動の実施に必要な資金に限る)			
事業者選択型経営者保証 非提供促進保証制度			無担保 8,000万円	セーフティネット 保証認定を受けた 方は別枠利用可		
協調支援型保証制度			有担保 2億円 無担保 8,000万円			
小規模企業 おうえん資金 (小規模企業・小規模組合)		運転・設備 10年以内	ベース枠2,000万円 【小口零細企業保証】 (保証協会の全ての保証付 融資残高を含み2,000万円)	事業実績 6か月以上 1年未満 の方は 合計500万円	年1.2%	
			ステップアップ枠 2,000万円 (一般枠の無担保保証 8,000万円の範囲内)		年1.7%	年1.5%
あんしん 借換資金	緊急枠 (売上減少等の中小企業者・組合)	運転・設備 10年以内	有担保 2億円 無担保 8,000万円		年1.8%	
	セーフティネット枠 (セーフティネット保証の 中小企業者・組合)	運転・設備 10年以内	【経営安定特別保証】 有担保 2億円 無担保 8,000万円 無担保無保証人2,000万円 (小規模企業者等) (別枠の全ての保証付融資残高を 含み2,000万円)		年1.2% 借換の場合 年1.8%	
	危機関連枠	運転・設備 10年以内	【危機関連保証】 有担保 2億円 無担保 8,000万円		年1.1% 借換の場合 年1.7%	
中小企業下支え資金 (認定経営革新等支援機関の支援 を得て、企業サポート委員会の検 討に基づき経営改善計画を作成又 は決定した中小企業者・組合)		運転・設備 10年以内 (ただし、特に必要 と認められた場合 は15年以内)	有担保 2億円 無担保 8,000万円	セーフティネット 保証又は事業再生 計画実施関連保証 の要件を満たす方 は、別枠利用可	金融機関の 所定利率	
経営改善・再生支援強化型			【事業再生計画実施関連(経営改善・再生支援強化型)】 有担保 2億円 無担保 8,000万円			
中小企業再生支援資金 (再生に強い意志を持ち、取扱金 融機関又は京都府中小企業活性化 協議会の支援を得て再生計画を作 成した中小企業者・組合等)		<長期資金> 10年以内 (ただし、特に必要 と認められた場合 は20年以内)	2億円	セーフティネット 保証認定を受けた 方は別枠利用可	金融機関の 所定利率	
		<短期フォロー アップ資金> 1年以内	無担保 8,000万円			

制 度 名 (対象者)	融資期間	融資限度額		融資利率	
				金利優遇 制度	
災害対策緊急資金 (自然災害等により被害を受けた 中小企業者・組合)	運転・設備 10年以内	有担保 2億円 無担保 8,000万円	セーフティネット 保証及び激甚災害 保証を利用する場 合は別枠利用可	年0.9%	
開業・経営承継 支援資金 (創業者・事業転換・ 多角化企業・経営承継者)	運転・設備 10年以内 (ただし、経営承継 借換型については 特に必要と認め られた場合は 20年以内)	開 業 型	【創業関連特別保証】 3,500万円 取扱金融機関独自融資との協調要 件(④)の場合は、独自融資での借 入額の範囲内	年1.2% (開業型・創業無保 証人型・経営承継 支援型ともに、④ は取扱金融機関が 定める固定金利)	
		証 人 型			
		多 角 化 型	2,000万円 (ただし、保証協会の保証利用可能額 (一般枠)の範囲内)		
		経 営 承 継 一 般 型	有担保 2億円 無担保 8,000万円 (他の保証と別枠)		
		特 定 経 営 承 継 型	有担保 2億円 無担保 8,000万円		
		経 営 承 継 特 別 型	有担保 2億円 無担保 8,000万円 (他の保証と別枠)		
		支 援 型	有担保 2億円 無担保 8,000万円 取扱金融機関独自融資との協調要 件(④)の場合は、独自融資での借 入額の範囲内		
		借 換 型	2億8,000万円	金融機関の 所定金利	
		無 保 証 人 型	【事業承継特別保証】 2億8,000万円	年1.2%	
		承 継 借 換 型	【経営承継借換関連】 2億8,000万円	年1.2%	
脱炭素経営促進資金	設備 15年以内	有担保 2億円 無担保 8,000万円		年1.4%以内	

当協会は、府内中小企業金融の円滑化という社会的使命を担う公共性の強い機関であり、決定や行動において各種法令を遵守しているか、また、社会規範に照らし正しいものであるかを常に検証し、コンプライアンスを基本としたより健全で透明性の高い業務運営が求められています。当協会では、引き続きコンプライアンス態勢の推進に取り組み、中小企業者をはじめとする関係機関の皆様から揺るぎない信用と信頼を得られるよう努めます。

コンプライアンスの基本方針

● 公共性と社会的責任

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、中小企業の金融の円滑化に努め、地域社会の発展に貢献していくため、公正かつ公明で誰からも信頼され、くもりのない健全な業務運営を通じて「揺るぎない信頼」の確立に努めます。

● 質の高い信用保証サービス

経営の合理化・効率化に努め、中小企業者や社会のニーズに対応した、質の高い信用保証サービスを提供すべく、更なる高度な専門的知識の習得と俊敏な行動等による役職員全員のたゆまぬ努力と創意工夫を活かして、地域経済の発展に貢献します。

● 法令やルールの厳格な遵守

協会職員として業務上守るべき法令及び諸規程等（信用保証協会法、施行令、施行規則、定款、業務方法書、内部諸規程、各関係機関との諸契約等）を遵守します。また、職場の内外を問わず品位ある行動に努め、一般人として守るべき法令（民法、刑法、労働基準法、男女雇用機会均等法、交通法規等）及び社会的規範を遵守します。

● 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力からの不当な介入・要求には毅然たる態度で臨み、不当な要求は断固拒否します。反社会的勢力の介入（不当要求行為）に対しては、担当者又は現場だけの判断とせず、組織全体で一致団結し、取り組みます。

● 地域社会に対する貢献

地域社会からの信頼を得、地域での存在感を高めるため、地域とのコミュニケーションを深め、信用保証協会の役割、経営等について理解を求めています。また、「信用保証」を通じ、地域に密着した事業活動を展開し、各地方・地域の産業・経済の安定化・活性化及び発展に貢献し、地域社会から必要不可欠な機関として受け入れられるよう努めます。

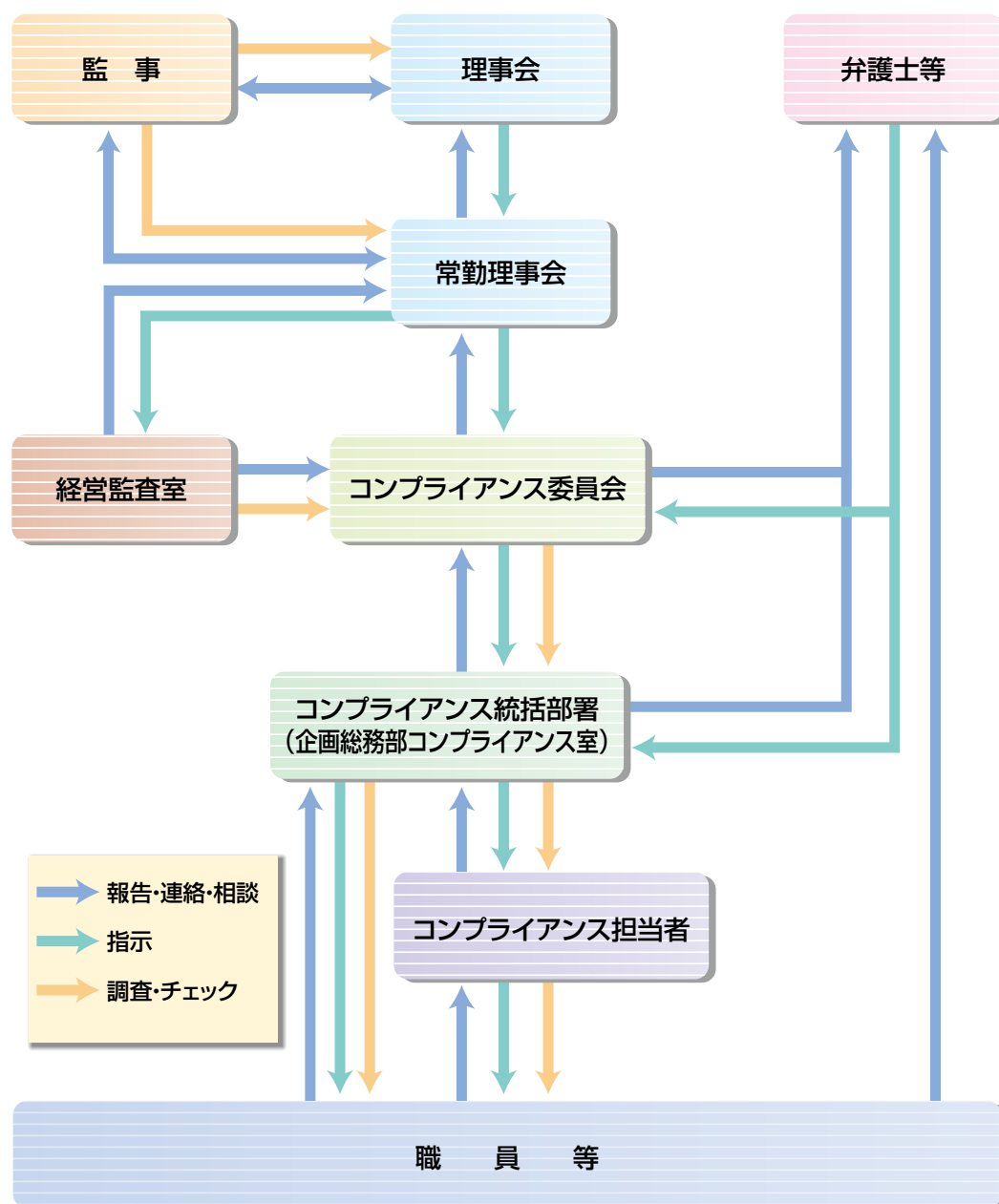
コンプライアンスの取組み

コンプライアンス態勢推進の取組みとして、全役職員にコンプライアンス関連の規程やマニュアルを周知し、一人ひとりが法令等の遵守を常に心がける協会風土とするべく研修・啓発活動を実施しています。

令和6年度においても、外部講師による全体研修のほか、各職場における定例の勉強会の実施などの取組みを行いました。

これからもコンプライアンス態勢の徹底を図っていきます。

コンプライアンス組織体制図



個人情報保護宣言

当協会は、信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについて、以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めて参ります。

1 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

2 個人情報の取得・利用・提供

- (1) 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- (2) 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- (3) 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- (4) お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外には使用いたしません。

3 個人データの適正管理

お客様の個人データ（当協会が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当協会が個人データとして取り扱うことを予定しているものを含む。以下本項において同じ。）について、組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9.「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

4 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行なわれるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

5 個人データの委託

- (1) 当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき、個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- (2) 委託する場合には、適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

6 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

- (1) 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- (2) ご請求の方法は、当協会窓口に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参（または郵送）ください。
- (3) 個人データの開示および利用目的の通知に係る料金につきましては、別に定めるところによるものといたします。

7 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

- (1) 当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止・消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認の上、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- (2) 上記6. 7. の具体的な手続につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8. (3)「開示等の求めに応じる手続に関する事項」をご覧ください。

8 質問・苦情

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

9 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は、以下のとおりです。

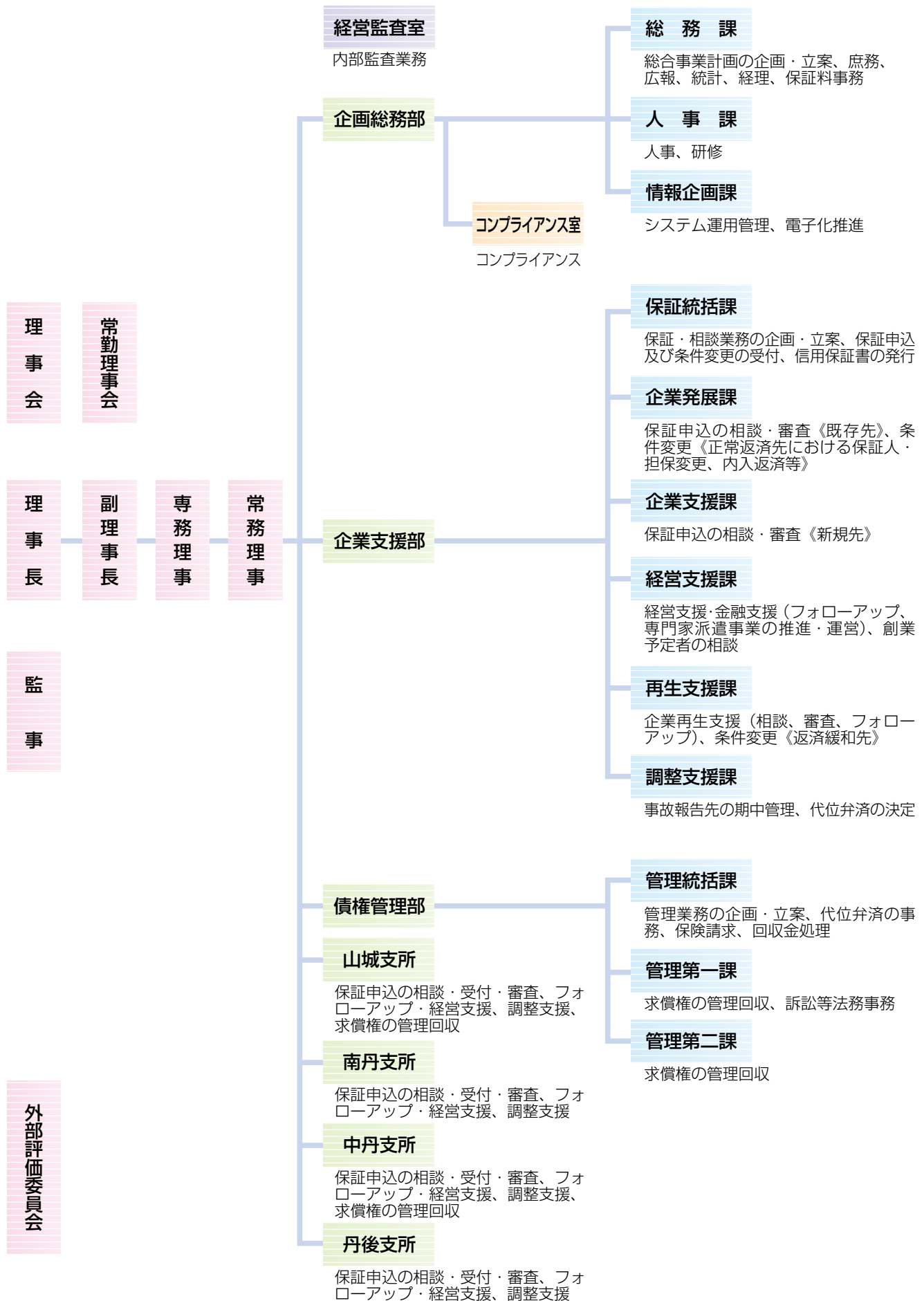
住 所	京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター5階		
	《手続に関する質問窓口》	《相談・苦情窓口》	
部 署 名	京都信用保証協会企画総務部	企業支援部	債権管理部
電 話 番 号	075(354)1021	075(354)1011	075(354)1031
ホームページ	https://kyosinpo.or.jp/		

役員構成

(令和7年7月21日現在)

理 事 長	やま	うち	しゅう	いち	
	山	内	修	一	
副理事長	べっ	ぶ	まさ	ひろ	
	別	府	正	広	
専務理事	かわ	ぐち	ひで	ゆき	
	川	口	英	之	
常務理事	くぼ	た	まさ	ゆき	
	窪	田	雅	之	
理 事(非常勤)	かん	ばやし	ひで	ゆき	京都府商工労働観光部長
	上	林	秀	行	
理 事(非常勤)	たき	わき	まさ	あき	京都府議会農商工労働常任委員長
	瀧	脇	正	明	
理 事(非常勤)	くさ	き		だい	京都市産業観光局長
	草	木		大	
理 事(非常勤)	みち	はた	ひろ	ゆき	京都市会産業交通水道委員長
	道	端	弘	之	
理 事(非常勤)	かみ	むら		たかし	京都府市長会監事
	上	村		崇	
理 事(非常勤)	よし	もと	ひで	き	京都府町村会長
	吉	本	秀	樹	
理 事(非常勤)	やす	い	みき	や	京都銀行頭取
	安	井	幹	也	
理 事(非常勤)	さかき	だ	たか	ゆき	京都信用金庫理事長
	榊	田	隆	之	
理 事(非常勤)	うえ	むら	ゆき	ひろ	京都中央信用金庫理事長
	植	村	幸	弘	
理 事(非常勤)	ふじ	わら	けん	じ	京都北都信用金庫理事長
	藤	原	健	司	
理 事(非常勤)	しら	いし	きよ	かず	商工組合中央金庫京都支店長
	白	石	清	和	
理 事(非常勤)	あん	どう	もと	ゆき	京都府中小企業団体中央会会長
	安	藤	源	行	
理 事(非常勤)	おき	た	やす	ひこ	京都府商工会連合会会長
	沖	田	康	彦	
理 事(非常勤)	なか	の	ゆう	すけ	京都商工会議所 中小企業委員会委員長
	中	野	雄	介	
監 事	いし	だ	かず	みち	
	石	田	一	路	
監 事(非常勤)	こう	だ	しゅう	じ	公認会計士
	光	田	周	史	
監 事(非常勤)	くさ	か	かず	ひろ	弁護士
	日下部	和	弘		

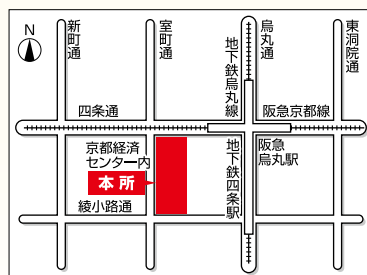
組織機構図



■ 本所・支所のご案内



■ 本所



〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター5階
TEL 075-354-1011 FAX 075-354-1061

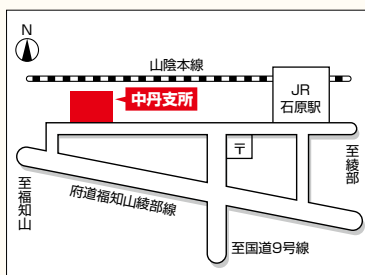
■ 業務区域／京都市、向日市、長岡京市、乙訓郡

■丹後支所 業務区域／宮津市、京丹後市、与謝郡



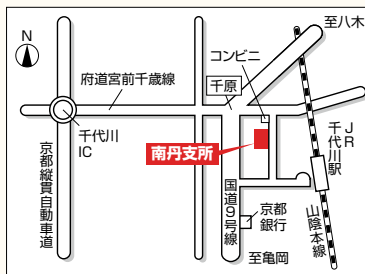
T629-2503
京丹後市大宮町周すき積小字古屋敷
1925番地1
TEL 0772-68-0601
FAX 0772-68-0613

■中丹支所 業務区域／福知山市、綾部市、舞鶴市



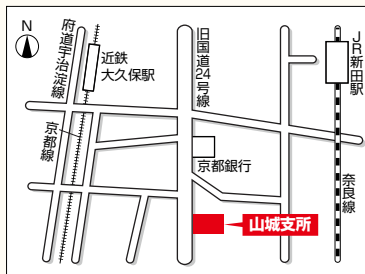
T620-0804
福知山市石原いさ2丁目24番地
TEL 0773-27-6156
FAX 0773-27-6158

■南丹支所 業務区域／亀岡市、南丹市、船井郡



T621-0052
亀岡市千代川町千原2丁目6番11号
TEL 0771-22-1041
FAX 0771-22-6737

■山城支所 業務区域／宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、相楽郡、綴喜郡、久世郡



T611-0033
宇治市大久保町上ノ山37番地の3
TEL 0774-43-8822
FAX 0774-43-8899

中小企業者の方々からの金融相談だけでなく、経営上の相談にも“じっくり”対応できる体制を整えています。本所又は最寄りの各支所まで、お気軽にご相談ください。



CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF KYOTO

<https://kyosinpo.or.jp/>

